

平成26年6月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成26年6月18日～19日

場 所 第2委員会室

平成26年 6 月 18 日 (水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成26年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 1 号)
- 議案第 2 号 宮崎県税条例の一部を改正する
条例
- 議案第 3 号 県税の課税免除等の特例に関す
る条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 職員の配偶者同行休業に関する
条例
- 議案第 5 号 宮崎県消費者行政活性化基金条
例の一部を改正する条例
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることに
ついて
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることに
ついて
- 報告事項
 - ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
 - ・ 平成25年度宮崎県繰越明許費繰越計算書 (別
紙 3)
- 請願第30号 個人保証の原則廃止を求める意
見書を政府等に提出することを
求める請願
- 請願第38号 所得税法第56条の廃止を求める
旨の意見書を国に提出すること
を求める請願
- 請願第48号 安倍政権のすすめる解釈改憲に
よる集団的自衛権行使容認に反
対する決議と意見書を求める請
願
- 請願第49号 川内原発再稼働に関する請願
- 総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・ 宮崎県総合計画の改定について
- ・ 宮崎県県民意識調査結果の概要について
- ・ 消費税率引上げに伴う本県経済への影響等に
ついて
- ・ 宮崎県中山間地域振興計画の改定について
- ・ フードビジネスの推進について
- ・ 宮崎県消費者教育推進計画の策定について
- ・ 宮崎県男女共同参画センターの指定管理者制
度の第四期指定について
- ・ 宮崎県人権教育・啓発推進方針の改定素案の
概要について
- ・ 宮崎県東京学生寮の指定管理者第四期指定に
ついて
- ・ 平成25年度における行財政改革の取組状況に
ついて

出席委員 (8 人)

委 員 長	松 村 悟 郎
副 委 員 長	河 野 哲 也
委 員	福 田 作 弥
委 員	坂 口 博 美
委 員	井 本 英 雄
委 員	十 屋 幸 平
委 員	田 口 雄 二
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	永 山 英 也

総合政策部次長 (県民生活担当)	安田宏士
部参事兼総合政策課長	井手義哉
秘書広報課長	片寄元道
広報戦略室長	日高幹夫
統計調査課長	奥野厚子
総合交通課長	奥野信利
中山間・地域政策課長	石崎敬三
フードビジネス 推進課長	黒木義博
生活・協働・ 男女参画課長	村上悦子
交通・地域安全対策監	野元猛敏
文化文教・国際課長	菓子野信男
人権同和対策課長	吉田信夫
情報政策課長	青出木和也

総務部

総務部長	成合修
危機管理統括監	金丸政保
総務部次長 (総務・職員担当)	江藤修一
総務部次長 (財務・市町村担当)	日隈俊郎
危機管理局長 兼危機管理課長	郡司宗則
総務課長	椎重明
防災拠点庁舎整備室長	丸田勉
部参事兼人事課長	武田宗仁
部参事兼行政経営課長	平原利明
財政課長	阪本典弘
税務課長	鶴田安彦
部参事兼市町村課長	甲斐正文
総務事務センター課長	酒井正英
消防保安課長	都原誠一

事務局職員出席者

政策調査課主査	大峯康則
議事課主任主事	田代篤生

○松村委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

初めに、坂口委員は10分程度おくれるという御連絡をいただいております。

それでは、まず本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定します。

次に、議案第4号「職員の配偶者同行休業に関する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答であります。参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○松村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案ほかについて、審査を行いたいと思います。

ここで委員会の傍聴につきましてお諮りをしたいと思います。

宮崎市の小西様ほか3名から、傍聴したいとの申し出がございました。議会運営委員会の確

認・決定事項に基づき、先着10名に限り許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、傍聴人の入室を許可いたします。

傍聴をされる皆様をお願いいたします。傍聴人は、受け付けの際にお渡しいたしました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴をしていただきたいと思います。また、傍聴に関する指示につきましては、速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等につきまして、部長の概要説明を求めます。

○橋本総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。

本日は、よろしくをお願いいたします。座って失礼いたします。

まず初めに、6月7日に開催いたしましたT P P交渉に関する説明会につきましては、御多忙な中、松村委員長・河野副委員長を初め、11名の県議会議員の先生にも御出席いただき、まことにありがとうございました。

当日は、T P P交渉に実際、直接交渉に当たられているT P P政府対策本部澁谷内閣審議官をお迎えいたしまして、熱心かつ丁寧な説明や質疑応答をしていただいたというふうに考えております。

しかしながら、まず交渉が決着してないということから、はっきりとした見通しを得られたわけではないという実感もございます。県といたしましては、引き続き情報の収集等に努めまるとともに、県議会等とも連携させていただきながら、国にしっかりと要望を行うなど、必要

に応じた対応をしてみたいと考えております。

それでは、今回提案している議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

委員会資料をおめくりいただきまして、目次をごらんください。

今回お願いしております予算議案は、議案第1号の平成26年度6月補正予算案についてであります。

右側、1ページをごらんください。今回お願いしております総合政策部の補正額は、一般会計の表の一番下でございますように、8,805万2,000円の増額をお願いしております。

これは、後ほど御説明申し上げますが、消費者行政活性化事業、みやざき女性活躍加速化事業及び駐日各国大使への宮崎アピール事業の補正でございます。

補正後の総合政策部の一般会計予算額は、表の右端、一番下から3行目でございますように144億3,600万3,000円となるところでございます。

補正の具体的な内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げます。

続きまして、左側の目次をごらんいただきまして、Ⅱの特別議案についてであります。

特別議案といたしましては、予算議案と関連いたしますが、宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部改正のお願いがございます。

次に、Ⅲの報告事項といたしまして、繰越明許がございます。

Ⅳのその他の報告事項でございますが、目次に記載のとおり、8件の報告事項がございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明させていただきます。

私からの説明は以上でございます。よろしく

お願いいたします。

○松村委員長 それでは次に、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○村上生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課分について御説明いたします。

まず、補正予算についてであります。

お手元の「平成26年度6月補正 歳出予算説明資料」、横長の資料の3ページをお開きください。インデックスで、生活・協働・男女参画課のところですよ。

当課の補正額は、8,476万8,000円の増額をお願いしております、補正後の額は、右から3番目の欄になりますが、4億3,684万4,000円となります。

補正の内容につきまして御説明いたします。

5ページをお開きください。今回増額補正をお願いしておりますのは、1つ目の(事項)消費者行政活性化基金事業費7,976万8,000円です。

説明欄1の基金積立金3,443万7,000円につきましては、平成21年3月に国の交付金を活用して設置した消費者行政活性化基金に、今年度事業分として配分されます交付金を積み立てるものであります。

この交付金につきましては、基金活用期限が昨年度までとなる予定でしたが、国の平成26年度予算編成の中で大幅に延長され、平成26年度事業分として2月補正予算において受け入れておりました交付金に加えまして、追加交付されることとなったものでございます。

次に、説明欄2のこの基金を使った消費者行政活性化事業4,533万1,000円につきましては、後ほど、委員会資料のほうで御説明をさせてい

たきます。

次に、その下の(事項)男女共同参画推進費500万円です。

説明欄1の(1)新規事業「みやぎき女性活躍加速化事業」ですが、これは、昨年4月、国が「女性の活躍促進」を成長戦略の中核と位置づけ、さまざまな施策を展開してございまして、その一つとして平成25年度補正で措置された女性活躍加速化交付金を活用するものであります。

事業内容につきましては、委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

それでは、総務政策常任委員会資料の3ページをお開きください。消費者行政活性化事業についてです。

1の事業目的ですが、消費者被害が増加している状況等を踏まえ、国からの交付金を財源とする消費者行政活性化基金の活用によりまして、県及び市町村における消費生活相談窓口の機能強化など消費者行政の充実・強化を図るものであります。

2の事業内容ですが、まず県事業分といたしまして、消費生活相談員の研修派遣等の相談体制整備、マスメディアによる広報、啓発グッズの作成等の啓発事業、本県における消費者教育を体系的・計画的に実施するための消費者教育推進計画策定に係るアンケート調査等、食品表示問題に関する事業者への説明会の開催等を行うこととしております。

また、市町村補助金分といたしまして、消費生活相談員の報酬等の相談体制整備、無料弁護士相談会の開催に係る経費などの相談機能強化、啓発グッズ・パンフレット作成等の啓発事業等に対して補助を行うこととしております。

3の事業費としましては4,533万1,000円、内訳としまして、県事業分が1,733万1,000円、市

町村補助金分が2,800万円となっております。

次に、5ページをお開きください。新規事業、みやざき女性活躍加速化事業についてであります。

まず、1の事業目的ですが、企業等における女性の登用や女性の創業等に向けた地域ぐるみの取り組みを行うことにより、地域における関係団体の連携の構築及び女性の活躍を促進し、地域経済の活性化を図るものであります。

2の事業概要についてであります。事業期間は、今年度限りとなっております。

事業内容につきましては、この事業は、国からの採択に当たって、地域における関係団体の連携が図られることが要件となっておりますことから、資料に載せてあります〈構成団体〉により、企画運営委員会を開催し、下の②の企業向けフォーラムと③の女性向けセミナーの開催に当たっての計画と事業実施後の評価を行うこととしております。

次に、②の企業向けフォーラムですが、意欲のある女性が働き続けられるようにするためには、雇用する側の自主的な取り組みを促し、女性が出産や育児などによりやめなくてもよい職場環境の整備を図ることが必要であることから、積極的な取り組みを行っている企業経営者を招き、講演や事例発表を行っていただくとともに、これから取り組もうとしている企業に対し、助言等を行う企業相談会を実施することとしております。

これは、多くの企業に参加していただきたいことから、県内3カ所での開催を予定しております。

③の女性向けセミナーでは、女性の目標となるような女性の起業家や管理職的地位にある女性を招いて、自分たちの体験発表を女性向けに

行っていただくこととしております。

また、再就職や創業をする場合には、現状では、複数の専門機関に赴いて相談しなければならない現状を踏まえ、当日は、企画委員会のメンバー等が一堂に会し、相談対応するワンストップ相談会を行うこととしております。

事業費は、500万円です。

補正予算については、以上でございます。

次に、特別議案について、御説明をいたします。

資料の9ページをお開きください。議案第5号「宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例について」であります。

1の改正の理由ですが、先ほど補正予算で御説明いたしました消費者行政活性化基金事業の実施期限が、平成39年度末まで延長されたことに伴いまして、県消費者行政活性化基金条例の所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、条例の附則第2項に規定する有効期限について「平成27年3月31日」から「平成41年3月31日」に改めるものであります。

事業そのものは39年度末で終了いたしますが、精算業務がございますので、条例の効力の期限は事業終了後の1年後といたしております。

3の施行期日につきましては、公布の日としております。

議案についての説明は以上であります。

○菓子野文化文教・国際課長 文化文教・国際課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の7ページをごらんいただきたいと思います。文化文教・国際課の補正額は、総額328万4,000円の増額でございます。これによりまして補正後の額は68億8,724万5,000円となります。

9ページをごらんいただきたいと思います。国際交流推進事業費、1の駐日各国大使への宮崎アピール事業で328万4,000円をお願いしてございます。

その内容でございますけれども、常任委員会資料の7ページをごらんいただきたいと思えます。

1の事業目的でございますが、駐日各国大使の地方視察を受け入れることによりまして、本県と諸外国との交流を促進するとともに、東京オリンピック・パラリンピックの合宿候補地やMICEの受け入れ施設、また本県のすぐれた観光資源を国際的に広くアピールするものでございます。

2の事業内容ですが、外務省と宮崎県の共催により実施し、例年、約20カ国の外国大使が参加いたします。受入時期は、今年の10月中旬を予定しており、視察の内容としては、スポーツ施設やMICE受け入れ施設、また農業体験、学校訪問等を予定をしております。

⑤の今後のスケジュールですけれども、7月に視察日程が決定され、外務省が7月から9月にかけて参加する大使の募集を実施することとなっております。

予算額は3にありますとおり、報償費等総額で328万4,000円となっております。

文化文教・国際課の説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案について質疑はありますか。

○十屋委員 ちょっと二、三お尋ねしたいと思えます。

消費者行政活性化事業についてですけれども、4,500万の中で、県持ち分の事業費の1,700万、そして市町村が2,800万です。この相談員体

制の整備、それと啓発事業、4項目ぐらい事業が上げられていますけど、おおむねの予算配分的なものは幾らぐらいずつなんでしょうか。

○村上生活・協働・男女参画課長 県事業分につきましては、約1,000万円が啓発事業で、あとの百数十万円が相談体制の充実、あと今回、今年度消費者教育推進計画を策定する経費といたしまして約500万円、あと食品表示問題に対応する経費としまして130万円ということで考えております。市町村分は、まだ今から配分をやっていきます。

○十屋委員 おおよそ消費者教育推進は、また別な法律ができて、それで動くんでしょうけど。この啓発事業について、市町村と県とが同じような内容のグッズとかパンフレットとかあるんですが、これは統一されたものなんですか。

○村上生活・協働・男女参画課長 この基金事業で作成しましたアリンコキャラクターにつきましては、共通で、買い取りをお願いしております。あと、各相談窓口とか広報紙とかを使ってやるものにつきましては、独自で作成をいただいております。グッズにつきましても、独自でつくられてる市町村もございます。

○十屋委員 消費者行政は市町村とか、基礎自治体というところが大きな窓口にはなるかと思うんですが、アリンコは別にして、統一したものにしないと、それぞればらばらというふうな感じが、またわかりにくいんじゃないかなというふうな感じがする。そのあたりは何か協議されているのか。その時期に合った消費者問題とか、同じような問題が各地で発生すると思うんですが、それが捉え方によって各市町村と県とが、ちょっとそごはないと思うんですけど、感覚の違いとか、とり方の違いになってくると、受け手側とすると、ちょっと戸惑うのかなと思って。

あと、市町村に2,800万配分されますので、それぞれ額的にはそんなに大きくないのかもしれないんですが、一つ一つを見るとですね。県が1,000万を使うのであれば、それとあわせて何かきっちりしたもの、統一されたものをつくったほうがいいのではないかとこのように思うんですけれども、そのような考え方はないのでしょうか。

○村上生活・協働・男女参画課長 まず、啓発の統一性ということなんですけれども、毎年その時期に一番問題となっているようなものを題材として上げたテレビCM、ラジオCMは、県のほうで作成いたします。テレビ、ラジオを使った放送等は、全て県のほうで統一して行っております。

あと、ケーブルテレビを利用されてる延岡市、都城市さんは、独自でつくられております。

あと、広報用の案内は、市町村の窓口を自分で広報するためのものということで、市町村のほうで自分たちの窓口はここですよというお知らせをするための広報等はつくられておられるということです。委員おっしゃいますとおり、広域的な被害というのがほとんどですので、その広報等につきましては、県のほうが中心となって作成はさせていただきます。

あと、市町村のほうに補助金として差し上げるものについての項目というのがほぼ決まっております。先ほど御説明いたしました相談機能の強化とか、あと若干相談室の整備とか改修とか、備品の購入とかもございまして、大体項目が決まっております、その中から選んでいただくということになっております。

○十屋委員 消費者生活センター、県がいろいろやられるところも、補助されるところもあるんですが、相談員の皆さん方の処遇というか待

遇というか、そのあたりが非常に若干不安定な部分もあつたりするのではないかなというふうに思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○村上生活・協働・男女参画課長 今現在、6名、3名、3名、計12名の相談員の方がいらっしゃいますが、全部非常勤で行っていただいております。

ただ、県の非常勤の待遇とは違ひまして、期限を設けていないというのが一つ特徴です。

あと、やはり全国から相談の方の身分ということで声がありまして、今回消費者安全法の一部改正によりまして、国に登録をした研修機関等で研修を行った場合に国家資格的なものが付与できるような、そういう制度がつけられるということを聞いておりますが、まだ詳細については説明を伺っておりません。そういう形で、身分を保障する制度ができつつあるようです。

○十屋委員 いろいろそういう一種特殊な知識とか経験とか必要な方ですので、その国の法律の改正があつて国家試験、登録されてということであれば、積極的に県のほうもそのあたりをバックアップしていただければというふうに思います。

それから次に、女性活躍加速化事業ですけれども、これについて単年度で終わるというのが——このタイトルからすると、1年で終わってしまうというのがちょっと何かいいのかなというふうに正直思います。国の法案は、総理のほうもいろいろ女性の活躍を期待されていることを、成長戦略の一つにも上げられて言われてますけれども、それで、これで終わってしまうのかなと思って。別な事業なり、別な法律ができて、また出てくるのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○村上生活・協働・男女参画課長 おっしゃるとおり、単年度事業ということで、実は手を挙げるときも大変ちょっと頭を痛めたところがございます。

ただ、これで企業向けにいろいろ働きかけをしまして、ネットワークをつくりまして——今年度末に向けて企業と行政と国と連携したような女性活躍推進会議なるものをつくっていかうということで、今、県のほうでは構想を練っているところでございます。

○十屋委員 いわゆる、そういうネットワークづくりのための今年度のスタートというふうに理解させていただきたいと思います。いわゆるここに出てくる女性向けセミナーという方が活躍するのが、ここに書かれてるように、女性の起業家や管理職的地位にある女性による体験発表及び相談会を実施するとあるんですが、この受け手側の対象者というのはどういうふうな形で考えていらっしゃるでしょうか。

○村上生活・協働・男女参画課長 一般県民の方たちで、子育て中の方で働きたい、再就職したいと思われるような方から、実際に今、働いていて、いろいろ悩みながら、どうしようか、やめようか、このまま続けようかと悩んでいるような方、あるいは上を目指している方まで、幅広く対象とできるような方をロールモデルで選んでやりたいとは考えております。

○十屋委員 今からやられるので、どういう広報の仕方をするか、ちょっとわかりませんが、ここに来られる意欲的な方等、それからそういう仕事が忙しくて、来たくても来られない方というのも2つぐらい。またもう一つ、その中間にはそういう意欲のない方もいらっしゃるかもしれないし、そういう女性に対するいろんなことをされるんですけれども、非常に難し

いと思うのは、そういう受け手側をどういうふうにこの場に来ていただいて、その意識啓発をしていくかということなのかなというふうに思っています。

ですから、先ほど言われたように、単年度じゃなくて、ネットワークをつくって企業、行政、国で推進会議をつくるということでもありますので、今後の取り組みに、非常に取っかかりとしては大変スタートが大事だと思うので、またしっかりとやっていただければというふうに思います。私は、とりあえず以上です。

○田口委員 駐日各国大使への宮崎アピール事業について伺います。

23年度は2つの県が受け入れ県になっておりますが、今年度は宮崎県だけです。

○菓子野文化文教・国際課長 今年度は、宮崎県が実施をするということになっております。

○田口委員 ちょっと今まで受け入れたというか、参加国名を見てみると、そんなにスポーツ大国というようなところの国名がない。ヨーロッパ、全部は書いてませんが、スペインとかだけで、どちらかというと、東南アジアとか、そういうところが中心になってます。逆にこちらからぜひ来てほしいというようなところに、個別に、事前に、募集かける前に何かアプローチ等はされるのかどうか、お聞きします。

○菓子野文化文教・国際課長 東京のほうには、130カ国の外交施設がございまして。そうしたところに今回、声をかけまして募集を図ることになっております。外務省のほうといたしましては、公平性を期すといった観点から、先着順でこういった参加国を決めているということでございます。

望むべくは、議員がおっしゃるように、こちらからぜひ合宿を張っていただきたいといった

ところにアプローチするというのも非常に大事だと思うんですけど、今回の部分は広くアピールをするといった観点から、この事業に取り組むというふうに考えております。

○田口委員 広くというのは、それは当然それでいいんですが、ニュースのインパクトという面では、この間、鹿児島にもケネディさんがお見えになってましたですね。ケネディさんは御夫妻じゃないですけども、単身で来てますが、ケネディさんとか、話題性のあるところが来てくれば、それでまたマスコミの注目度も全然違ってきますので、130カ国の国の皆さんが来なくても、そのニュースでかなりインパクトがあると思いますから、ぜひ、そのあたりでも熱心にちょっとぜひ来てもらうような運動もしていただけたらと思います。

○菓子野文化文教・国際課長 ケネディ大使につきましては、別途、宮崎県としても招待状をお送りしてるところでございます。御都合のいいときに、宮崎のよさというのを堪能していただきたいといったことでお願いをしてるところです。

この事業につきましては、駐日各国大使、いわゆる日本の情報窓口と、そして130カ国の外交施設がございますけど、その中の情報交換の担い手だといった位置づけを考えておまして、宮崎での体験がやはり一般的にもつながっていくといったことも、私たちは期待をしてるところでございます。

○田口委員 今までの例を見ますと、ほとんど2泊3日で大体実施されてますね。今回も大体これぐらいの予定なのか。それで高速道路ができて大分、県内がちょっと距離感的には縮まったんですが、これは県内全域で考えていらっしゃるのか、県央を中心に考えてあるのか、それを

ちょっとお聞きします。

○菓子野文化文教・国際課長 通常2泊3日で予定を組むということになっております。外務省からのほうの要請で、ホテルから1時間程度のところの視察をお願いしたいと、それ以上の移動距離になると、大使のほうもちょっとというお話がございました。

そういったことで、私たちは予定を考えているんですけども、やはり一日一日を印象深いものにすることをいったことが非常に大事ではないかというふうに思っておりまして、1日ごとにテーマを設けたいというふうに考えております。

1日目は宮崎を学ぶ、2日目は宮崎を体験する、3日目は宮崎を楽しむと、そういった観点で、関係各課と知恵を出し合いながら、可能な限り印象深いものに——宮崎がMICEとか、スポーツ施設の受け入れとして非常に適地であると、また癒やしの機能もあると、そういったこともアピールしていきたいというふうに思っております。

○田口委員 わかりました。そういう意味では、県内全域ではちょっとかなり無理だということもわかりましたので。テーマごとに、そして例えば「海幸山幸」を借り上げてちょっと近場まで行くとか、そのあたりもぜひ考えていただきたいと思います。

○菓子野文化文教・国際課長 今のアイデアは、大変重要だと思っております。一つの検討材料ということで今やっておりますので。

○田口委員 はい、終わります。

○坂口委員 関連してですけど、前のサミットのときの外相会合のときに受け入れましたよね。あのときの受け入れ先が、やっぱりこういった感じの国だったと思うんです。

今回が前回と違うのは、このオリンピックの

合宿候補地とMICEというのが目的と思うんですけど、あのときも、後の効果というのをそう期待したほどのものがあつたような感じは受けてないんです。それを反省したときに、やっぱり今回もフォローが必要じゃないかなと思うんですね。

だから、この事業は事業で受け入れて、そして前向きに、いかにフォローをしていって、この2つの目的に限らず、あらゆることを期待していくかということが——今回は前を参考にしながら、あるいは反省しながらと思うんですけど、そこらはどんなぐあいに考えられておりますか。

○菓子野文化文教・国際課長 この駐日各国大使の地方視察、今回が26回目ということになります。宮崎県が以前受け入れたのが平成9年でございまして、これは平成12年に2000年サミットを迎えるということで、VIPを迎えるためのいろんなノウハウを獲得するといったことが一つの目的として実施をされたところでございます。

今回は、MICE、そしてスポーツ施設受け入れと、そういった目的でございまして、その実施をするに当たっていろんな課題が出てきております。例えば、Wi-Fiの整備ですとか、そういったことが十分まだ宮崎県は充実してないといったこともございます。そういったことを一つ一つ課題をクリアいたしまして、これを実施することによりまして、さらに外国の方々とか、そういった方々が宮崎で過ごしやすいというような環境をさらに追求していきたいというふうに思います。委員がおっしゃるように、そういったフォローアップも努めていきたいと思っております。

○坂口委員 ぜひよろしく申し上げます。

もう一件いいですかね。5ページ、みやぎき女性活躍加速化事業について関連してですけど、今、企業向けフォーラムの中に、雇用する側の自主的な取り組みを促し、職場環境の整備を図る、これが大事だということで、そのとおりに思うんですね。

特に、管理職的な地位に育て上げるというか、そこを目指させる女性なんかに関してですけど、企業によっては、企業のためになる、企業の業績に資するタイプの業種と——具体的に何だかわからないんですけど——企業はもうけとか、そういうことを考えながらやってきて、結果として今の状態ですから。むしろ男性でないと、力仕事だったり深夜の夜勤だったり、それからよく僕は考えるんですけど、例えば荒っぽい人たちを捕まえないかんような会社だつたと思いますよね。そこに女性をいきなさいといつたら、その女性を守るために男性が2人ぐらい要るとか、これちょっとうまく、こう何を具体的にイメージしてるわけじゃないですが、適材適所であると思うんです。そういうときに、この事業の中で、ネットワークを構築していくという事業があるんですけど、そのときに人事のあり方をお互いの企業が、自分の企業に利すればよそからの採用、中途採用でそのまま、今の全てを認めて採用していくよ。そうでないところは、またその企業から、そういう能力的にうちに向くけど、管理職は本人が希望してない。そういう人たちをうちが迎え入れようかというトレード、そういったことまで含められるような感じでのフォーラムに参加する企業と、フォーラムでの研究内容というんですか、そういったことまでやられていったらいいんじゃないかなと思うんですけど、そこで行き詰まると思うんですね。

○村上生活・協働・男女参画課長 おっしゃるとおり、企業のほうにみずから動いていただく、自主的に取り組みしていただくためには、必ずもうかりますと——女性を活用すると、消費者の方にこれだけメリットがあって、会社の売り上げも上がりますというような例を示さないと、確かにおっしゃるとおり、ただ女性を登用してくださいというお話ではいけないとは思っております。

今、福岡と佐賀のほうで、福岡は、特に民間が中心となって女性の活躍会議というのをみずから立ち上げてまして、そういう情報交換やそういうのを積極的にやっておられます。経済団体のトップと女性の社長がツートップになりまして、会社をまとめまして、そういうのが宮崎でも、自分たちのより利益を上げるために、女性が活躍するためにどうすればいいかというような議論を含めて、みずからやっていたような、先ほど申しあげましたネットワークもそういうものになっていけばいいなと考えております。

○坂口委員 ぜひ期待しておきます。

○有岡委員 3ページの生活・協働・男女参画の関係で、再度確認でお尋ねいたします。市町村補助金の相談員、先ほど12名というような話もございましたが、26市町村に対して、今後この相談員の数というのはどれぐらい確保されていくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○村上生活・協働・男女参画課長 先ほどの12名といいますのは、県の消費生活センターの相談員の人数なんですけど、市町村はこの基金を導入いたしました後に、市町で9名ほど採用をいただきました。現在、26年度まで入れて、もう1人ふえまして10名になりました。この基金を使っていただいて、市町村のほうに相談員を配

置していただけるように働きかけはしていきたいと考えております。

○有岡委員 それでは、先ほど身分の保障というお話がございましたが、出かけて行って相談を受けたり、そういう移動という方法があると思うんです。その際に交通事故の問題とか補償の問題なんか、そういったウエートがかなり大きいんですが、そういった分の補償は、この方たちは保障されているということで理解してよろしいのでしょうか。

○村上生活・協働・男女参画課長 相談員のほうは、原則、外に出ていかれることはありません。

ただ、啓発員という方が都城と延岡に2名ずついらっしゃるんですが、この方たちが出前講座をしておられますので、そのときは公用車を使っていただくというのが原則になっております。

○有岡委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

もう一点、先ほど文化文教・国際課の7ページにございますが、アピール事業、それぞれ御質問がありまして、フォローアップを今後しなければいけないということで。スケジュールなんかは10月でいいんですが、その後のフォローアップというプランもやはり持っておかないといけないと思うんです。例えば20カ国の受け入れをした後のフォローアップとして、27年度は宮崎からも再度そこに行って交流するとか、何らかそういうアクションが必要だと思うんですが、そこら辺のプランは具体的にはないのでしょうか。

○菓子野文化文教・国際課長 今回、駐日各国大使との接触なんですけど、県だけではなく、市町村の首長の方々にも、ぜひこういった方々と接触をしていただくということが大事じゃな

いかなと思っております。御承知かもしれませんが、五ヶ瀬町がカタールといろいろ接触をしたりとか、いろんな市町村のほうでもこういった各国大使、各国とのおつき合いといったものがあるんじゃないかなと思っております。

そうしたことで、市町村と駐日各国大使の接触の場というのをできるだけつくるといったことが大事じゃないかと。その後、その発展がいろいろ出てくるんじゃないかなというふうにも、私たちは期待してるところでございます。

○有岡委員 ぜひ市町村も含めまして、また例えばシンガポールの自然協会とか、それぞれいろいろありますので、そういったことを巻き込んでやっていただければと思います。ありがとうございます。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、質疑もないようでございますので、次に報告事項に関する説明を求めます。

○黒木フードビジネス推進課長 それでは、別冊資料になりますが、「平成26年6月定例県議会提出報告書」をごらんください。A4縦の資料でございます。青いインデックスに、別紙3と表示のあるものです。

9ページをお開きください。平成25年度宮崎県繰越明許費繰越計算書のうち、フードビジネス推進課分について御報告をいたします。

表の一番上の事業名、フードビジネス地域経済循環創造事業をごらんください。

この事業は、県産牛の加工や処理頭数の向上を図るため、小林市にあります屠畜場の増設と枝肉のカット工場の新設を行う株式会社サンキョーミートに対して国の交付金を活用して助成するものでありまして、翌年度繰越額は5,000

万円となっております。これは、国の事業採択が昨年度末であったため、実際に事業をするのが今年度となったことから繰り越しを行ったものであります。以上であります。

○松村委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項に対しての質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようでございます。それでは次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○井手総合政策課長 その他の報告事項ということで、まず総合政策課のほうから、宮崎県総合計画の改定について御説明させていただきたいと思います。

委員会資料の11ページをお開きいただきたいと思っております。宮崎県総合計画の改定についてということでございまして、まず1に計画改定の必要性を掲げております。

現在の県総合計画、未来みやざき創造プランでございますが、これは平成23年に策定したものでございまして、その内容といたしましては、20年後の将来を展望しました長期ビジョンと、それを具体的に4年間で施策展開を示したアクションプランからなっております。このアクションプランが本年度で、その計画期間が終了することになっております。

したがって、次年度以降のアクションプランの策定を今年度行う必要があると。そのことに従いまして、まず長期ビジョンについて、現行計画策定後の社会情勢の変化を踏まえた所要の見直しを行った上で、新たなアクションプランの策定に入ろうというものでございます。

2に、改定の方法としまして2つ掲げております。

まず、総合計画審議会への諮問でございます。

この計画の見直しに係る調査・審議及びこの現行計画のアクションプランの重点施策に係る政策評価につきまして、総合計画審議会のほうに諮問をして、答申をいただくこととしております。

あわせて、(2)でございますが、地域別の意見交換会を実施しようと考えております。

地域別の意見交換会は、各市町村との意見交換と県内を8地域に分けた県民の皆様方との意見交換、2つを考えております。いずれも、長期ビジョン、アクションプランについて、それぞれ御意見を伺って、計画の内容に反映していきたいと考えております。

あと、もう一点としまして、それぞれの案につきましてパブリックコメントを実施する予定としております。

以上のことを踏まえまして、3の計画改定のスケジュールでございますが、7月、来月早々に第1回の総合審議会を開催をする予定としております。以後は適宜、この審議会と地域別の意見交換会を開催する予定としておりまして、11月の定例県議会総務政策常任委員会において、長期ビジョンの素案の御説明を差し上げられたらと考えております。

長期ビジョンにつきましては、平成27年2月の定例県議会に議案としての提出を予定しております。

あわせて、アクションプランのほうをこの時期から進めておきまして、6月の定例県議会、ここでアクションプランの議案をお願いをしようというスケジュールを予定として考えております。

総合計画の改定につきましては以上でございます。

引き続きまして、当課から宮崎県県民意識調

査の結果の概要について御報告させていただきたいと思っております。

開きまして、13ページでございます。県民意識調査結果の概要についてでございます。

この調査は毎年度行っているものでございまして、今後の県政運営や新たな施策立案の参考とさせていただくために、県の施策、もしくはまた県民の皆様方の日ごろの活動についてアンケート調査を実施しているものでございます。

設問数としては、ここに書いてありますように48問、調査時期、2月に行っております。

調査の対象としましては、県内在住の20歳以上の方から約3,500名を無作為に抽出しまして回答をいただいております。回答率45.8%ということで、1,602人の方から回答をいただいております。

調査の結果の概要でございますが、特徴的なことの部分のみお知らせをします。お手元には別冊として、調査の報告をまとめたものを「資料1」としてお配りしておりますので、またお時間のあるときにゆっくりごらんいただきたいと思っております。資料のほうで、概要の特記的のところだけ説明をさせていただきます。

まず、1点目ですが、「豊かさ」のイメージについてお伺いしてるところでございます。

これは本県の総合計画の見直しに伴いまして、新しい豊かさという部分で、県民の皆様方がどのようなイメージで豊かさを捉えているかということ聞いた質問でございますが、その他まで入れて12の選択肢を上げておりますが、一番上来ておりますのが、やはり「心身の健康」、その次が「衣食住の充実」、そして「家族や周囲の方々との良好な人間関係」、50%を超えていると、この辺が非常に高いところでございます。

ただ、その4番目の項目に、「収入や資産が多

いこと」、いわゆる旧来型の豊かさの部分でございますが、これも47%と、高い数字が出ております。これに関して、逆に現状に満足している割合のところは23.0%として、低うございます。この辺は、まだまだ経済的な豊かさも本県にとって大きな課題であるというふうに認識しているところでございます。

その次が(2)なんですけれども、災害に対する備えをしている人という問いに関しまして、備えをしてると答えた方が34.2%でございました。これは、前回はここに書いてありますように35.2%でございまして、少し災害に対する意識が下がってきているという兆候が見られるのかなと思います。ただ、誤差の範囲内という見方もあろうかと思えます。実際これとあわせて、災害訓練等に参加してますかという問いに関しては、そこそこの数字が出てきております。

あと、その次が本県の医療体制全般についての問いですけど、満足してる方は45.8%ということになっております。これも非常に前回からすると、43.4%として、少し上がってきていると。後のほうにも出てきますけども、医療体制については非常に県民の皆様方の関心の高い部分なので、引き続き施策の充実を図っていくべきだというふうに考えております。

(4)と(5)が地産地消について聞いている部分の答えでございまして、食材の購入のときに地元産・宮崎産を意識して購入してる人の割合78.0%ということで、かなり高うございます。また、日常生活において、県内での商品、サービス、地域資源等を実際に利用してる方というのが71%ということで、7割の方々が地産地消を意識して活動していただいているというふうに見えてるところでございまして。

最後に、(6)でございまして。おおむね20年後、

宮崎が迎えていてほしい社会の姿ということで、これも総合計画を今年度改定するのに参考となる情報かということでお聞きしたところでございます。

一番上に来たものが、「医療提供体制や福祉サービスが充実した社会」ということで、71.5%でございました。ここもやはり一番命、生活にかかわる部分ということで、一番関心が高いのではないだろうかというふうに思ったところでございます。その次が、働きやすい社会、もしくは安全・安心、子どもを産み育てる社会と産業が発展し、経済が活性化した社会というところがおおむね3割を超えてきているところでございます。

このような情報データを今後の計画策定に十分生かしてまいりたいと考えております。

総合政策課からは以上でございまして。

○奥野統計調査課長 消費税率引上げに伴う本県経済への影響等について御説明したいと思います。

委員会資料の14ページをお開きくださいませ。ことし4月の消費税率引き上げの影響を把握するために、先月、アンケート調査を実施いたしまして、6月4日に開催されました県の経済・雇用対策推進本部会議の場でその結果を報告したところでございますけども、改めて御報告したいと思っております。

まず、調査方法等について御説明いたします。

14ページの一番上の1でございまして。業況アンケート調査についてをごらんください。

この調査は、5月中旬に、県内に所在する事業所や業界団体に対しまして、郵送やFAX、電話等により実施いたしまして、175の事務所等から御回答をいただいております。

次に、2の調査結果についてでございまして

ども、次の(1)結果概況につきましては調査結果の総括を記載しておりますので、先にその下の個別調査事項の結果から御説明してまいりたいと考えております。

その下の(2)個別事項についてでございます。

まず、①の平成26年4月の状況についてでございます。

アの前年4月と比べた売上の状況の合計欄をごらんいただきますと、全体の50%、半数の事業所が減少したとの回答でありました。特に、一番上の「小売・飲食関連業」では79%、約8割の事業所が減少となっております。

また、売り上げが減少した事業所について、減少の程度を下のイの表に示しております。

合計欄で見ますと、1割から2割程度の減少が全体の7割を占めております。

これらのことから、全体的には極端に大きな減少幅とはなっていない状況かと考えておるところでございます。

次に、15ページをごらんくださいませ。ウの消費税率引上げに伴う影響の程度に関する業界団体の考えについてでございます。

業界団体から御回答いただいたものでございますけれども、まず合計欄をごらんいただきますと、「大きく影響した」が11%、「ある程度影響した」が52%、合わせて約6割の業界団体が税率引き上げの影響を感じたとの結果でございます。

次に、②でございますけれども、平成26年5月の状況についてでございます。

表の4月に比べた場合の5月の業況についてお聞きしたわけなんですけれども、合計欄をごらんいただきますと、「良い」が5%、「やや良い」が19%、「変わらない」の50%、これらを合わせ

ますと、全回答の74%が横ばいから改善の状況ということになっております。

このような状況を指数化したものが、矢印で示しておりますけれども、下の業況指数の表でございます。

指数の算出方法につきましては、表の下のほうに記載しておりますけれども、指数が50の場合は横ばいと、ゼロに近づくほど悪化傾向、逆に100に近づくほど好転傾向にあることを示すものでございます。

表の合計欄をごらんいただきますと、合計の指数は49.3ポイントでございます。業種によって業況にややばらつきは見られますけれども、5月の全体の状況としましては、おおむね横ばいの状況であったと考えております。

次に、16ページをお開きくださいませ。③の今後2～3か月先の状況についてでございます。

今後2～3か月先の業況について御質問したところの御回答でございますけれども、これを矢印で示しております下の業況指数の表で見ますと、多くの業種で5月の状況より上向いております。また、合計欄でも54.2ポイントと、先行きには、明るさが見られる状況というふうになってございます。

次に、17ページをごらんくださいませ。これにつきましては、④の業況判断の理由についての主な自由意見についてでございます。それぞれ皆様から書いていただいた御意見を、それぞれの業況判断別にまとめたものでございます。

まず、アの4月に比べた場合の5月の業況判断でございますけれども、一番上でございますけれども、「良い」または「やや良い」の回答者につきましては、「4月に売り上げの減少が大きかった生鮮食品以外の食品や酒類の売り上げが回復してきた。生鮮食品については大きな落ち

込みはなかった。」との意見がございました。

一方、一番下の「やや悪い」、「悪い」でございますけれども、駆け込み需要の反動減に関する意見が多く寄せられております。

次の18ページをお開きくださいませ。イの今後2～3か月先の業況判断についてでございます。

一番上でございますけれども、「良い」または「やや良い」につきましては、「3月の駆け込み需要の反動は徐々におさまっていき」との表現とか、その下の「消費税率引き上げの影響も落ちつき」といった表現など、二、三か月先には落ちつきを取り戻しているとの意見が多くございました。

一方で、一番下の「やや悪い」、「悪い」の欄でございますけれども、税率引き上げに伴った原材料費等のコスト増を危惧する意見などが見られたところでございます。

以上、個別調査項目の結果について、簡単でございましたけれども、御説明いたしたところでございますが、ここで、大変お手数なんですけれども、資料の14ページにお戻りくださいませ。

中ほどの、2の調査結果についての(1)の結果概況についてでございます。ただいま御説明いたしました個別事項の結果からまとめております。

まず、回答事業所におけることし4月と昨年4月との売上げの比較では、半数の事業所が減少となっており、特に小売・飲食業関連で約8割が減少しておりますけれども、減少の程度はおおむね1割から2割程度となっていると、また、業況については、5月以降、緩やかではあるが、多くの業種で改善傾向にあると見込まれているというふうにしております。

このような状況や先ほど御紹介いたしました自由意見などを踏まえますと、調査の総括とい

たしましては、今般の消費税率引き上げに伴う影響は、おおむね限定的であるものと考えられますが、税率引き上げに伴った原材料費等のコスト増を懸念する声も多く聞かれるなど、今後とも状況を注視していく必要があるというふうにしたところでございます。

調査結果についての御説明は以上でございますけれども、参考までに、大変お手数ですが、19ページに、3の主な機関の景況感の判断についてといたしまして、内閣府や日本銀行宮崎事務所等が出しております景況感の判断についてということで、それぞれのコメント等の総論部分を掲げております。

報告は以上でございます。

○石崎中山間・地域政策課長 それでは、委員会資料の21ページをごらんください。宮崎県中山間地域振興計画の改定についてであります。

1の計画改定の理由であります。現在の計画は、宮崎県中山間地域振興条例に基づき、平成26年度までを計画期間としまして、平成23年9月に策定し、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進してきたところであります。

しかしながら、少子高齢化の進行や地域産業の低迷など、中山間地域を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますとともに、今後さらなる人口減少や、それに伴う集落機能の低下等が懸念されるところであります。

こうした課題に的確に対応し、中山間地域の振興を図るための施策をさらに推進するため、本年度で終期を迎えます現在の計画を見直し、改定を行うものであります。

2の計画の概要でございますが、(1)にございますとおり、計画期間は、平成27年度から30年度までの4年間と考えております。

(2)の改定の趣旨でございますが、県政運

営の指針であります宮崎県総合計画の見直しを踏まえ、これまで中山間地域の振興を、総合的かつ計画的に推進してまいりました現在の計画の取り組みを検証するとともに、集落アンケートや市町村との意見交換等を通じまして、中山間地域の現状や課題を把握し、人口減少や、あるいは東九州自動車道の開通といった東九州の新時代などに対応した計画を策定するものでございます。

(3)の計画改定のスケジュールでございますが、現在、既に集落のデータ収集、市町村や集落へのアンケート等に着手しております。

6月から7月にかけて市町村との意見交換、8月から10月にかけては10から15程度の集落で座談会を実施したいと考えております。

また、10月には県内に設置しております中山間地域振興協議会を開催した上で、11月に骨子案をこの委員会に御報告したいと考えています。

また、27年1月に素案を報告させていただきたいと考えております。

その後、パブリックコメント、市町村との意見交換を行いまして、27年6月定例県議会に議案として提出させていただくという予定を考えております。

説明は以上でございます。

○黒木フードビジネス推進課長 それでは、委員会資料の22ページ並びに23ページをごらんください。見開きの資料となっております。

フードビジネスの推進について、平成26年度の取り組み内容等について御説明いたします。

本県のフードビジネスにつきましては、昨年3月の構想策定以来、左側のページ上段にありますように、食関連産業の成長産業化による雇用の創出と地域の活性化を目指して、総合的に取り組んでまいりました。

その下の段にありますように、昨年度の成果としましては、プロジェクトの推進によるフードビジネスの活性化や推進基盤の整備充実と考えておりますが、その右側のページにありますように、本年度におきましては、昨年度の「助走」と呼ぶべき段階から、さらに取り組みを「加速」させてまいりたいと考えております。

そのためには、フードビジネスを進める上での構造的課題に取り組むことが重要であるとと考えておまして、その下の段にありますように、構想の目指す具体的な目標でもある3つの視点から本年度の重点項目を設定いたしました。

まず、1つ目が、農林水産業者が持続的な生産ができるよう生産者所得の向上、2つ目が、本県の農林水産物の生産とそれを活用した加工・製造の拡大、すなわち県内の生産力の向上と高付加価値化の推進であります。3つ目が、本県の食の魅力アップによる消費者との接点の拡大でありまして、これらにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、その下の段にありますプロジェクトにつきましては、本年度は、拡大プロジェクトに右側のページ中段にあります、④宮崎の魚を新たなテーマとして加えまして、キャビアや海産物を含めて取り組んでまいりたいと考えております。

また、左側のページ、同じ拡大プロジェクトの、②宮崎の加工・業務用農林産物でございますが、これにつきましては、中山間地域の重要な生産物である、しいたけをテーマに含めます。

このように本年度は一部組みかえを行いまして、3つのプロジェクト、上から「拡大」、「挑戦」、「イノベーション」とございまして、この3つのプロジェクトに基づく10のテーマにつきまして、着実に取り組みを進めてまいりたいと

考えております。

その主な取り組み内容を申し上げますと、拡大プロジェクト、①の宮崎の食肉につきましては、宮崎の食肉のブランド力の強化と国内外への販路拡大に向けまして、上から2つ目の白丸にあります、「東京市場（生体出荷先）仲卸業者等との協働による販売拡大」や一番下の丸にあります「既輸出国への販売促進及び新たな輸出可能国に向けた体制検討」などに取り組みます。

その右の、②宮崎の加工・業務用農林産物につきましては、加工ニーズに対応できる原料供給産地の育成に向けまして、加工・業務用青果物の安定供給体制の構築、生産振興計画の策定などに取り組みます。

右に移っていただきまして、右側のページ、④宮崎の魚につきましては、漁協系統組織の一元化による県産水産物の販売体制の強化に向けて、下から2つ目の丸にあります「水産物の県域的系統販売組織の設置準備」などに取り組み、本県水産物の有する大きな可能性を引き出す取り組みを進めてまいります。

下の段になります挑戦プロジェクトにつきましては、左側のページ、②のフードビジネスを支える加工・製造につきましては、本年10月に本格稼働を予定しているオープンラボを最大限活用できるよう、周知活動や研修事業に取り組むほか、商品開発や販路開拓等に資する取り組みを行います。

また、右側のページ、③の効率的物流や多様な販売ルート、海外輸出拡大につきましては、国内販路の拡大に努めるほか、海外フェアの開催や見本市への出展、現地商社等との関係構築など、海外事務所を中心とした海外販路の拡大などに取り組みます。

さらに、その下の段、イノベーションプロジェクトでは、①食の安全・安心・健康「日本一」づくりにつきましては、本県の残留農薬分析技術を生かした、みやざきフードリサーチコンソーシアムの体制強化と成分分析技術の更なる高度化などに取り組んでまいります。

以上、主なものを御説明しましたが、引き続き各プロジェクトを着実に推進していくとともに、その成果をしっかりと示していけるよう、本年度はプロジェクトのテーマごとに数値目標を設定することとしておりまして、現在、指標とする項目の選定を終えまして、今、項目ごとの数値の設定作業等を行っているところであります。

最後に、一番下の段にありますとおり、これらの取り組みを進めていくための推進基盤の強化としまして、国の事業を活用した本県食関連産業の経営基盤の強化や人材育成支援、またフードビジネス相談ステーションなどの相談支援機能の充実・強化などにも努めてまいりたいと考えております。

おめくりいただきまして、また25ページから27ページにかけてのこの3ページは、25年度のフードビジネスの取り組み状況に関する資料でありまして、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、もう一枚めくっていただきまして、28ページをごらんください。2015年ミラノ国際博覧会への出展についてであります。

来年開催されますミラノ国際博覧会における日本館イベント広場への本県の出展が決まりましたので、御報告いたします。

1のミラノ国際博覧会概要にありますとおり、この博覧会は、イタリアミラノにおきまして、2015年の5月1日から10月31日までの半年間開

催される予定です。

「食」をテーマに盛り込んだ初めての国際博覧会であり、フードビジネスを推進する本県の食の魅力や生産技術等を世界に向けて発信する絶好の機会であると考えております。

国におきましては、2012年3月の閣議において公式参加を決定し、2にあります日本館を出展予定です。

本県は、3の宮崎県の展示についてにありますとおり、この日本館内に設置されるイベント広場に出展を予定しております。3段目の出展期間のとおり、2015年9月2日から5日までの4日間、さまざまなPRを実施することとしております。

現時点での出展イメージにつきましては、29ページをごらんください。上の大きな枠にありますように、「伝統と最先端技術の融合により新しい食を創造するMIYAZAKI」をコンセプトといたしまして、下のほうにありますように、神楽などの伝統芸能とともに、体験する宮崎の食文化とおもてなし、ヨーロッパを中心に世界に向けた宮崎の新しい食の提案・発信、世界の食に貢献する本県の最先端技術の発信といった切り口から本県を世界に向けてPRし、県産品の輸出拡大や2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた誘客促進につなげてまいりたいと考えております。

なお、具体的な出展内容等につきましては、7月上旬に設置を予定している官民合同の実行委員会の中で検討する予定であります。

報告につきましては以上であります。

○村上生活・協働・男女参画課長 では、資料の31ページをお開きください。宮崎県消費者教育推進計画の策定について御説明いたします。

1の計画策定の理由ですが、平成24年12月に

消費者教育の推進に関する法律が施行され、地方公共団体においては、消費者教育推進計画の策定が努力義務とされました。

本県におきましては、宮崎県総合計画、未来みやざき創造プランに基本方針を定め、さまざまな施策を講じているところでありますが、高齢者を中心に悪質商法や振り込め詐欺などの被害が増加していることなどから、消費者教育を積極的に推進するため、本計画を策定するものであります。

2の計画の概要ですが、計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間としております。

計画の趣旨としましては、国が策定しました基本方針を踏まえまして、幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた体系的な消費者教育を実施するためのアクションプランとするものであります。

3の今後の計画策定のスケジュールですが、7月に、学識経験者、消費者代表、事業者代表等を構成メンバーとする消費生活対策審議会から意見聴取を行い、8月から9月にかけて、教育機関や県民等を対象とした実態調査を実施した上で、素案を作成し、1月にパブリックコメントを行うこととしております。

2月議会の常任委員会におきまして、素案について御報告をさせていただき、御意見をいただきまして、県の総合計画のアクションプラン策定のスケジュールに合わせた形で、6月議会の常任委員会において、最終案について御報告をさせていただき、策定の運びとしたいと考えております。

策定に当たりましては、県の実情を踏まえた実効性のある計画にしたいと考えております。

次に、資料の32ページをお開きください。宮

崎県男女共同参画センターの指定管理者制度の第四期指定について御説明いたします。

1の宮崎県男女共同参画センターについてありますが、設置目的のとおり、本県の男女共同参画社会づくりの推進拠点として、情報提供や啓発・相談事業を行うとともに、学習や交流の場を提供し、本県の男女共同参画社会の形成に寄与することを目的として設置している施設であります。

所在地は、物産館の東側にあります9号館で、開設は平成13年9月であります。

主な施設としまして、1階と3階に記載のような部屋を備えております。

当センターは、平成18年度から指定管理者制度を導入し、今年度は、第三期の最終年度ということで、次期、第四期の指定管理者選定の手続を行うこととしております。

2の第三期指定管理者の管理運営実績についてです。

指定管理業務の概要につきましては、現在の指定管理者は、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構、指定期間は*21年4月から今年度末までの3年間となっております。

業務内容は、ここに記載のとおりですが、主に2番目のポツ、男女共同参画社会づくり事業に関する業務であります。

施設利用状況につきましては、平成23年度から25年度の3年間の利用者数や講座等の参加者数を記載しております。

相談者や研修室利用などのセンター利用者総数は、平成25年度は1万1,717人となっており、講座等への参加者数は1,869人、また図書やDVDの貸し出しの利用者数もごらんとおりであります。

指定管理料の推移につきましては、第一期か

ら第三期の指定管理料を記載しております。第三期は増税後で、2,601万3,000円となっております。

右のページにまいりまして、管理運営状況につきましては、指定管理者制度の導入を契機として、開館時間の延長、ホームページに携帯サイトを開設、外部の方の意見を聞くための運営評価委員会の設置などの利用者サービス向上のための取り組みを行っております。

評価といたしましては、専門性を生かした相談業務や講座等の実施により、利用者数は増加傾向にあり、施設の目的に沿った適正な管理、運営が行われております。

次に、3の第四期の募集方針(案)についてであります。

業務の範囲につきましては、これまでと同じく、②の男女共同参画社会づくり事業に関する業務ほかとしております。

指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、基準価格は、年額2,706万6,000円で、3年間総額で8,119万8,000円あります。

選定につきましては、一次審査として書類審査を行いまして、二次審査として、指定管理者候補者選定委員会が応募者のプレゼンテーション、ヒアリング審査を実施いたしまして、指定管理者候補者を選定することとしております。

指定管理者候補者選定委員会につきましては、記載のとおり、学識経験者、財務関係有識者、利用者代表、市町村関係者の5名を委員としております。

34ページをお開きください。審査項目等につきましては、選定基準として、①の住民の平等な利用が確保されるとともに、宮崎県男女共同

※22ページに発言訂正あり

参画推進条例の趣旨を踏まえ、センターの設置目的にかなった運営が行われることなど、4つの基準と16の審査項目を設けて審査を行うこととしております。

右のリスク管理、責任分担に関する事項につきましては、センターの運営管理における県と指定管理者の責任分担・費用分担につきまして、項目ごとに定めたものであります。

最後に、スケジュールにつきましては、6月10日に第1回の選定委員会を開催いたし、第三期の実績の検証や第四期の募集方針等の検討を行ったところであります。

この後、7月から9月上旬まで募集を行いまして、10月の中旬に第2回選定委員会を開催して指定管理者候補者の選定を行い、11月の定例議会に指定管理者指定議案等を提出させていただき予定としております。

議決をいただきましたら、指定管理者の指定を行いまして、来年4月1日に協定を締結し、業務を開始することとしております。

説明は以上であります。

○吉田人権同和対策課長 委員会資料の37ページをお開きください。宮崎県人権教育・啓発推進方針の改定素案の概要について説明いたします。

まず、1の方針改定の理由ですが、本県では、人権教育及び人権啓発に関する法律及び国の人権教育・啓発に関する基本計画の趣旨を踏まえて、宮崎県人権教育・啓発推進方針を平成17年1月に策定し、総合的かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。

しかしながら、学校でのいじめ問題、子供、女性、高齢者等への暴力・虐待の増加を初め、インターネットによる人権侵害などが顕著となっており、依然として多くの課題が存在して

おります。

また、法律等の基本的な理念等は変わっていないものの、現行の推進方針策定後、各人権問題に関する法律や計画が策定・変更されております。

このような社会情勢の変化に対応していくため、改めて、人権尊重の視点から推進方針を見直し、現状に即した改定を行うものであります。

次に、2の改定素案の構成ですが、これにつきましては、後ほど資料2のほうで説明させていただきます。

次に、3の改定素案の目標ですが、現在の県総合計画を踏まえ、一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会としております。

次に、4の新たに追加する人権課題等ですが、北朝鮮当局による拉致問題を追加しております。

また、犯罪被害者等に関する問題については、警察の取り組みだけではなく、関係部局の取り組みも盛り込んでおります。

最後に、5の方針改定のスケジュールですが、今後パブリックコメント等を行い、最終的には11月定例県議会に特別議案として提出したいと考えております。

それでは、資料2の改定素案をごらんください。

まず、目次をお開きください。改定素案の構成については、この目次で御説明させていただきます。

第1章は、改定の趣旨、方針の目標・性格、人権をめぐる状況について記載しております。

第2章は、人権教育・人権啓発の意義・目的・基本的なあり方について記載しております。

第3章は、家庭・学校・地域社会等あらゆる場を通じた推進、及びさまざまな手法を取り入

れた総合的かつ効果的な推進について記載しております。

第4章では、人権課題ごとの分野別施策の推進について記載しております。

次のページになりますが、第5章では、この方針の推進体制、国・市町村との連携、民間団体との連携、施策の点検及び方針の見直しについて記載しております。

次に、改定の主なポイントを説明させていただきます。

8ページをお開きください。中ほど、片仮名のウとございます。いじめ防止対策推進法や宮崎県いじめ防止基本方針に基づくいじめ問題への取り組みを、学校における人権教育という項目の中に新たに位置づけております。

次に、15ページをお開きください。目次のところで御説明申し上げましたように、第4章につきましては、人権課題ごとの分野別施策の推進について記載しておりますが、構成としましては、(1)現状と課題と(2)施策の方向という形になっております。

今回の改正では、現行の推進方針策定後に、人権課題の現状を受けて改正、あるいは見直された国の法令や計画、県の条例や計画等を踏まえた内容に修正、整理しております。

ここの分野別施策の主なポイントとしましては、32ページをお開きください。8の犯罪被害者等に関する問題でございます。

具体的には33ページの(2)施策の方向にありますように、犯罪被害者等の心情に配慮し、犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障するとともに、個々の事情に応じて適切な支援を途切れなく行っていく必要があることから、警察のみならず、関係する部局の施策を盛り込み、取り組みの充実を図る内容に記述

を変更しております。

この以下の項目のところ、(ア)(イ)とございますが、項目のところ、警察本部以外の部の表記があるところについては、今回記述を変更した部分になります。

次に、37ページをお開きください。12の北朝鮮当局による拉致問題でございます。この項目は、今回、人権課題として新たに設置したものです。

これは、国の基本計画が平成23年に一部変更され、人権課題に対する取り組みにこの問題が追加されたことや、平成18年に施行された拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律で、国及び地方公共団体において啓発に努めることとされていることから、今回の改定において、新たな分野別施策の一つとして新設し、啓発に取り組んでいくこととしたものです。

以上が改定の主なポイントです。

人権教育・啓発推進方針の改定素案の概要につきましては以上でございます。

○村上生活・協働・男女参画課長 申しわけありません。説明の一部訂正をさせていただきたいと思っております。

32ページで、宮崎県男女共同参画センターの2番目の第三期指定管理者の指定期間を「平成21年度4月1日」からと申し上げてしまいましたが、「平成24年度4月1日」からでした。おわびと訂正をさせていただきます。済みません。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他の報告事項について質疑はありませんか。

暫時休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時35分再開

○松村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き、その他報告事項に対する質疑はございませんか。

○十屋委員 総合計画の改定について、一、二点お尋ねいたします。20年後を見据えてつくったもので、10年、それこそ5年、いろいろなサイクルが早いので変わってくるんですが、計画を見据えて、社会情勢を見据えて、非常に不透明な部分があって、非常に難しいのかなというのを半面思いながら、でも、実質的にそこを捉えてやっていかなきゃいけないというのはあるんですけども。この前、何かテレビ、新聞で、委員の募集もされてたと思うんですが、そのときにここの審議会委員のメンバーの方々は前回と当然変わってくると思うんですけど、有識者の部分で、そのあたりの変更があるのかどうか。

その点は、前回つくったときのある種、見越してつくってるわけですね。その方々の意見と情勢が変わって、じゃ、その方々が今後どういうふうに思ったかという。逆に言うと、責任とまで言いませんが、見識が変わってきたのではないかなと思うので、そういう人たちはある程度、また別な視点で審議していただくということもありなのかなと。全く新しい人になると、最初につくった計画が見えてない部分があるので、そのあたりをどうするのかというのが一つ。

それから、もう一つは、8地区に分けて県民の方々との意見交換というのはどの、8地区というと広いと思うんです。例えば、市町村単位で1つぐらいずつというふうに思うんですけど、何人ぐらいの方を想定して、どういうふうな意見の集約をするのか。市町村との意見交換はあ

る程度、団体の長とかになると思うんですけど、そのあたりの2点をちょっとお伺いしたいんですけど。

○井手総合政策課長 まず、総合計画審議会のメンバーでございますけども、委員がおっしゃるとおり、これ4年前につくった計画でありますし、基本的に大きな変動はないと思っております。今いろいろお願いをしながら、調整をしているところでございますが、前回の審議会、この今の計画をつくったときの審議会の会長様、宮崎大学の学長さんですけども、引き続き会長をお願いしようと、事務局としては思っておりますし、その他の方々も大体分野ごとに選んでますので、ほぼ同じ分野の方々をお願いしようと。ただ、専門委員というのが、また別にごございますので、その辺は新しい方々を登用して、新しい時代に対応した御意見をいただくというふうに考えております。

また、地域別意見交換会ですけども、県内8地域と申しましたが、基本的にはそれぞれ西臼杵、東臼杵という従来ほとんど郡の部分と、東臼杵が多少広うございますので、ここ辺を二地域に分けて実施するのかなと思っております。それぞれの管内の市町村から県民の方々を募りまして、1地域当たりが大体15名から20名ぐらいで、いわゆるワークショップ的な形式で御意見をいただいてまとめていこうと考えております。以上でございます。

○十屋委員 では、次に移ります。県民意識調査についてですけども、3,500人にお配りして回答率45.8%というので、やはり忙しいのか、なかなか難しいのかなと思って。いろんなアンケートでも、かなり問題意識を持っていらっしゃる方が少ないのかなと思うし、それから20歳以上の方ということになってきたときに

年齢構成——例えば20代を何人とか60代を何人とか、そういうふうにやられたのかどうか。

つまり、年代によっても、ここに心身の健康と出てくるので、高くなってきてるのは、意識の高い、やはり年齢の高い方々、高齢者とまでは言わなくても、50代とか60前後の方とかになってくると、当然意識が高くて回答率もいい。そうすると、この変化が出てくるというふうにも思われるので、そのあたりをどうされたのかというのをまずお聞きしたいと思います。

○井手総合政策課長 まず、回答率の話、いつもこれは、この委員会で説明するたびに必ず有意な数字ですというお答えをしてるんですけども、県内の20歳以上、96万人余りいらっしゃいます。1,000名を超えるぐらいの回答が得られれば、その統計としては有意だという統計学的な見地があります。

そこから逆算をして、3,500名という数字を出してるんですけども。これにつきましては大体通常、この手のアンケートの回答率が36%ぐらいだという統計データがありまして、その逆算で3,500名を出してます。そういう意味からすると、平均値よりも高い回答率となっております。

ただ、正直申し上げまして、だんだん回答率が下がってきておりますので、これについては、少してこ入れが必要なのかなというふうに担当としては思っております。

あと、年齢の構成ですけれども、資料1のほうの3ページに回答数の年齢構成を上げております。これは基本的にきれいな構成でなるように出すんですけども、回答してこられる方によりますので、なかなか調整が難しいところがございます。

ごらんいただいてわかりますように、やはり60歳から69歳のところが一番比率が高くなると。

逆に言うと、忙しい世代の部分がやはり十何%という——40歳から49歳とかいうところが13%、20歳代から40歳の間が12%と、なかなか少なくなってくるのはいたし方ないところかなと思います。その辺を踏まえながら回答を見ていただければというふうにお問い合わせをさせていただきたいと思います。

○十屋委員 今おっしゃったように、いわゆる統計上のデータで1,000名を超えれば精度が上がるということで、それも理解して3,500というのを逆算されて出したというのであるならば、やっぱり構成比もそこを加味して、裏返してそこを20代や忙しい人たちをちょっとふやして。高齢者の方々はそれなりにデータとしてなるのも、今、課長が言われた考え方の一つなのかなと。

そうすると、もっと精度といいますか、この回答した方のパーセンテージを類推してこれを読み取れと言われても非常に難しいので。それは無理な話なので、そういう工夫されて、次の機会にやられたらいいのかなというふうに思います。非常に自然環境が豊かであるということで、満足してる部分が結構多いので、これは非常に大事なデータであると思いますので、しっかりと活用していただきたいなというふうに思います。

次に移ります。

中山間地域の振興計画で、二期目に入るんですけど、これもまさに書いてますが、検証という部分で、結果として計画したものが的確になかなか効果を上げるというのは、本当、自然、社会情勢の中で難しいというのは十分理解した上でお話しします。現実問題として何が一番の課題か。よく出るように人口減少、人口減少の中には、仕事もないと、若者がいなくなると、さまざまあると思うんですが、中山間地域、計

画の中で柱となる大きなものを一つ。

例えば、今議会でも中山間地の話がちょっと出ましたけど、産業といえども山しかなかったり第1次産業しかなかったり、そこに工業とか、新たな商業を持っていくというのは不可能であって、そこをもう少しきちんと掘り下げるとか、そういうふうな意味で、もっと焦点を絞って計画づくりをするのも一つの方法かな。

それは広い、いろんな課題はあると思うんです。それも網羅しなきゃいけないんだけど、だけど、中山間地の課題は、人口を減らさないために、地域を維持するために、多面的な機能を有するためということになってくると、おのずと焦点が絞られてくるので、それは総合政策課として、総合政策部として、県の柱に据えて、環境森林部とかの連携をもっと密にするとか、そのあたりはどうなのでしょう。

○石崎中山間・地域政策課長 委員御指摘のとおり、結果の検証というのは、人口減少が続いているということからして、まだまだ対策を行っていかねばいけないというふうに認識しております。

その中で、やはり一番の問題というのは人口減少で、その要因はいろいろございますけれども、やはり雇用の場の確保、それからずっと出生率が下がっていると、そういうところだろうと考えています。

そこで、現在の計画では、産業の振興、集落の活性化、日常生活の維持・充実という大きな3本柱を掲げております。それは当然今後も大きな部分となると考えておりますけれども、今検討しておりますのは、やはり人口減少への一つの対応としての移住施策のさらなる推進、それから産業面では、地域の資源を活用して、いかに地域内でいい経済循環を生み出していか、

それは、やはり中山間地域の現状を見ますと、森林とかあるいは食とか、そういった面になると思います。現行計画の中でも、そういった要素は盛り込んでおりますけれども、さらにその2つについて、計画の改定に向けて検討を深めていきたいと考えております。

○十屋委員 そこなんですよね。いろんな問題があって、課題もあって、医療の問題もあるし、いろんなことがあるんだけど。結局そこで、きのう井本委員が里山資本主義の話で、考え方なり、基本をお話したんだけど、その半面、「ウツジョブ」というおもしろい映画を見ましたけども、やはり価値観が変わってくるというのは、これからの時代の一つの大きな流れかなと思うので、それを捉まえて、やっぱり中山間地の計画づくりをやってほしいなと思います。

だから、きのうちょっとCATVの話をして、国の規制の中でなかなか難しいと思うけれども、そこをやっぱり宮崎県は突き進んでやっていかないと。林業を活性化しようと思っても、そこが穴があかないと、なかなか難しいのかなと、正直思うんです。

後ほどフードビジネスじゃないですけど、海外の展開とか木材の展開とかあります。そういうところを踏まえると、本当そこに一番目の大きな課題、人口減少イコール雇用、経済、どうやって暮らすかというところ、そこらあたりをしないと、集落の活性化といっても、もう高齢化してる人が住んでるから、その方がだんだん年をとっていかれると、なかなかそこはまた維持できないので。そのあたりをやっぱり、今おっしゃって答弁いただいたような形で、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

あとは計画の中でどういう位置づけになるか、

また検証させていただいて、御意見を述べたいと思います。

フードビジネスの推進ですけれども、これだけのことの大プロジェクトで大変だなというのが前々からの委員会の議論でもあって、それぞれ必要な課題で取り組まなきゃいけないと思うんです。2つほどお伺いしたいのは、例えば一番上の26年度重点項目で、県内生産力の向上、高付加価値化の推進で、屠畜率向上の取り組み検討というのがあるんですが、これは、鳥もそうなんですが、牛、豚を県内で飼育なり、肥育なり、やった分を県内屠畜場でつぶして、付加価値をつけて出していこうという考えでよろしいんですか。

○黒木フードビジネス推進課長 屠畜につきましては、今、委員がおっしゃったように、屠畜率が県内で低うございますので、その分をできれば県内で屠畜し、さらには加工し、そうすることによって生産額も上がりますし、雇用の場も生まれる、そういう点について今後検討を進めるという内容でございます。

○十屋委員 その一つが、先ほど御説明があった繰越金のところの小林のサンキョーミートさんの屠場と枝肉カットの工場というのがあるんですが、それでもまだまだ足りないですよ。養豚の、豚なら豚で、だからあと工場を1つ、2つつくっても追いつかないのかなというふうに思うんですが、そこまでを考えていらっしゃるのかどうかですよ。

民間企業ですから、そのあたりは畜産振興で、担当課は違うとは思いますが、県の政策としてそういうものを——例えば県南、県央、県北で分けたときに、もう1つ、2つ工場をつくらせて屠畜率を上げるのか、そこの政策をはっきりと打ち出せば、それなりに民間も雇用とか、い

ろんなものが生まれるし、あと畜産農家さんの数が減ってきているので、そこをどう見て、その屠場をふやすかという判断にもなると思うんです。そのあたりは、県としては、今あるところをふやそうとすると、前から言うように、浄化槽の関係で屠畜場はふやせない。浄化槽を大きくすれば別でしょうけど、そのあたりはどうなんでしょうか。

○黒木フードビジネス推進課長 こういう重点項目を掲げているわけでありましてけれども、現時点で屠畜場の整備を行うというところの結論を出した上で検討を行うわけではございません。非常に老朽化が進んでるという現状がある中で、いざ処理場を整備するとなれば、おのずと民間にやっていただくことになろうかと思いますが、一方では屠畜場の整備、最近他県で整備された例を聞きますと、本当数十億円、多額な費用もかかります。今後の牛の生産量の推移ですとか、屠畜量の処理量あるいは屠畜場の規模、そういったところを総合的に考えまして、この屠畜場の整備の問題は考えていく必要があるかと考えております。

○十屋委員 まさに私と同じ話をしたんですが、結局そのあたりで非常に悩ましいところだろうと。端的に言えば、処理場というか、浄化槽を大きくするという。簡単に言えば、そこがふえれば、おのずと処理頭数がふえるし、人間に対して規模拡大すれば、現有のところ工場を増設するという考え方も一つにはある。全部、全く新しくつくるというのではなくて、それは工場工場、会社の経営上の話ですから、そこまで突っ込みませんけど。

それと、もう一点、下の挑戦プロジェクトの中で、海外事務所を中心とした海外販売の拡大ということで、上海、香港事務所はあると思う

んです。現状、香港は始まったばかりで、なかなか難しいんだと思うんですけど、上海とかは数年たってますので、こういうフードビジネスに生かされた事例とかというのは何例かあるんですか。

○黒木フードビジネス推進課長 済みません。上海につきましては、そういう成果についてはちょっと承知しておりません。

○永山総合政策部次長（政策推進担当） 上海については、やはり中国本土に向けてということで言うと、このフードという面ではなかなか厳しいなというのが実態でございます。香港については1年目で、カンショであるとか、あるいはそれ以外の果実等について、輸出の新しい可能性が出てきたりということで、事務所をつくった意味では、少しずつ成果は出てきているというふうに思っております。

それから、あわせて屠畜場の話なんですけど、屠畜場について言うと、特に鹿児島と宮崎の間の競争、特に鹿児島のほうが相当施設整備がありますので、その中で、本当に競争が成り立つかどうかと、新しい整備が成り立つかどうかということをしっかり考えないといけないというふうに思っております。

先ほど課長がお答えしたように、相当な投資がありますので、屠畜をして、それを販売するだけの力をしっかり宮崎県内で持てて、そして必ず肉が来るかどうか、動物が来るかどうかということをしっかり検討した上で、施設整備をすべきかどうかということをお判断すべきだと思っております。もし、それが難しいと判断になった場合には、その先の二次加工、三次加工のところ、何がしかのチャレンジができないかということも含めて検討していく必要があるんだろうというふうには思っております。

○十屋委員 屠畜率の向上と、ここに掲げてあるので、そのあたりで、そういう判断を検討されるのかもしれないけれども、当然、現時点において流れちゃってるので、それを取り戻すとすると、何かお金出して引っ張ってこないと現実的には戻ってこない。この現状として、この年の夏は、やっぱりお互いに豚が少なくなって、どんどん引っ張り合って、相当また、今、枝肉が680円ですか、そのくらいでまだ上がってくる。700円を超すだろうと、牛肉に近づくだろーうなというような話もあるので、その辺は非常に難しいところではあるけれども、先ほども言ったように、やるからにはきちんと検証してやっていかなければと思います。それは意見として言わせていただいております。

そして、もう一つ、拡大プロジェクトの中で、食肉のところですが、ハラール認証については、県としては難しいというのはわかるんですけど、どうなんですか。取り組めるのか取り組めないのか。

○黒木フードビジネス推進課長 ハラールにつきましては、確かに海外への輸出での観点と、あと海外から入ってくる場合での対応という2つの側面が、私はあろうかと思っております。輸出の点で言いますと、確かにイスラム系の人口というのは世界の4分の1程度を占める非常に大きなもので、東アジアにおいてもインドネシアを中心にそういった人口はあります。

しかしながら、そこでの市場規模がイコール市場となり得るのか、すなわち購買力の問題ですとか、彼らが何を求めているのかとか、そういった点も考えなくちゃいけませんし、そういった点では、海外輸出については、まずはそういう市場調査とか、果たして私どもが出し得るものがあるのかとか、そういうことを考えなくちゃ

いけないと思います。

また、誘客の点で言いますと、やはり宿泊施設ですとか、あるいは飲食店ですとか、そういったところへの研修といいますか、そういったことも必要となってくるのではないかと考えているところです。

○十屋委員 この前、マレーシアへ行って、伊勢丹へ行かせていただいて、食肉の部分を見たら、ハラールでやった処理施設の肉と全然別個のところまで離れてやってる。会計も別々ということであって、でも、オーストラリアの和牛が売れてるといって、非常に我々にとっては矛盾するなという思いがあって。そのあたりほかの県も少しずつ動きがあるので、やはり研究する必要があるのかなというふうには思っています。そのあたりは、またこれこそ総合政策的な話ですから、ですからそのあたりをしっかりと、また研究してください。

○有岡委員 32ページの指定管理者の件でお尋ねしたいと思います。これは9号館のことだと思うんですが、まずこれの耐震化の問題と、そしてこの2階のスペースをどう活用されるか、もし計画がありましたらお尋ねしたいと思います。

○村上生活・協働・男女参画課長 耐震化の問題につきましては、県の庁舎ということで、耐震化のほうはできていると理解しております。

あと、2階の活用につきましては、2階といいますと、今、観光コンベンション協会——済みません、私どものほうでは管理の範疇ではございませんので、ちょっと把握しておりません。申しわけございません。

○有岡委員 はい、結構です。ありがとうございます。

○松村委員長 よろしいですか。ほかに質疑は

ございませんか。

暫時休憩します。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

総合政策部の審査を午前の部はここまでとし、午後は1時から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時2分再開

○松村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

総合政策部所管の審査の続きをいたします。

それでは、その他の報告事項について質疑はありませんか。

○井本委員 総合計画の改定については、私は同じメンバーというのはどうかなという気がするけど。やっぱり時代は変わりよるわけやから、やっぱりそれなりの人を選ぶべきじゃないのかなって気がするわな。

○井手総合政策課長 先ほどもちょっとお答えしましたように、そこはバランスだと考えております。前回から引き続きお願いをする方と、それと、今回改めて入れていく方をうまくバランスさせていくのが我々の努力かなと思っております。

総合計画審議会本委員と、それと、それぞれの分野ごと——本委員が17名、そして、分野ごとに専門委員が約30名選定する予定でございます。その専門委員のほうにできるだけ新しい考えなり、今までの専門委員とまた更新をかけて新しい人を入れていこうというふうに考えております。

○井本委員 それを我々にもその人選の報告があるわけ。

○井手総合政策課長 この委員、発令自体は、第1回の総合計画審議会で発令することになりますけれども、委員名簿につきましては、調整次第、皆様方のお手元に審議会の資料という形でお送りしたいと思っております。

○井本委員 決まってからじゃいかんわけよね。決まる前じゃないと、決まってからじゃ変更のしようがないわけやから。候補者のときにさ、やっぱりちょっとあなたとしてはバランスが合うちよると思うけども、人から見たら、いやこれバランスが合っていないよという人もおるわけやから。つくるときは本当にやっぱり人次第です。私も、昔、この総合計画の委員に一応選ばれて、昔は県議会議員も入りよったからな。いやこれ本当人次第で全然違うものができ上がるんです。それで、その候補者あたりからちよっともう少し我々にも見せてくださいよ。○井手総合政策課長 まだ全然内諾もとられてない方々もたくさんいる中で、ちよっと今時点で全然出すことは非常に難しいというふうに私としては認識しております。

どの程度になったら、要するに内諾がとれて、全部調整がついた段階で、資料調整できたらお渡しできるかと思っておりますけれども、多分審議会ぎりぎり前になるというふうに考えております。そういう時点でお渡しできるかなと思っております。

○井本委員 里山資本主義じゃないけども、恐らくやっぱり時代は本当ちよっと大きく変わる節目です。そのときに、今まで既成概念しか持っていないような人を入れれば、恐らく前と同じような計画しか出てこんだろうと私は思います。やっぱり大きな時代の節目だということを認識

した上で、そういう人間を入れるということは私は大切だと思うんです。

それから、13ページのアンケートの件なんですけど、十屋委員が言ったように、年代層で大分違うだろうと私もそう思うんです。例えば、4番目の収入や資産が多いことというのは、現状に満足している23%、がくっとここだけ下がるわけですよ。だから、本当我々やっぱ戦後に生まれて、あの貧しい中を育ててきた人間からすれば、経済というのはどうしても頭から離れないです。ところが、あの里山資本主義なんかを読むと、テレビ見ると、若い三代目というのは、それこそもう経済なんかどっちでもいいと言うけど、ちよっと二の次、三の次、それよりもやりがいという発想になっているわけです。我々と違う人種が生まれてきとるわけやから。だから、本当、そういうふうに、今後のことを考えて。県民意識調査を踏まえた上でこの政策を決めていくわけでしょう。

そうすると、やっぱり今後新しい人たちが宮崎引っ張っていくわけやから、そうした意識をやっぱりしっかりつかまにゃいかん。この本当に23%、年寄り、我々に聞いたらみんな、いや、経済は大切ねとほとんど言いますよ。しかし、三代目あたりはどう言うかね。その辺を、ちよっと聞かせてください。

○井手総合政策課長 おっしゃるとおり、20年後の宮崎を見越した計画ということなので、若い方々の意見をぜひ取り入れていかないといけない。その価値観を入れていかないといけないと私も思ってます。実際に計画をつくる段階においては、できるだけ若い人の意見を聞くような機会を設けていきたいと思っておりますし、このアンケート調査に関しましても、いろいろと工夫の余地があると。先ほど十屋委員のほうからも

御提案をいただきましたので、その辺を踏まえながら、次年度のアンケート設計には生かしてまいりたいと思っております。

○井本委員 それから、フードビジネスなんだけど、やっぱりつくる人が——フードビジネス推進課が、これを書いたときに成功しておるイメージが出てきたのか。どうですか。

○黒木フードビジネス推進課長 成功ということではなかなかお答え難しい部分がありますけれども、ここに書いたとおり、10のテーマに基づくプロジェクトを進めてまいりまして、各部局も、また民間の方々も努力されまして、少しずつ動きがあらわれつつあるのかなと感じているところであります。

○井本委員 何という計画か私もあれなんだけど、この前、やっぱり里山資本主義——とにかくあの本の中でも、イノベーションをやって新しいものを生み出しても2年はもたんと、半分がもうだめになるというようなことが書いてありました。本当、イノベーションを幾ら尽くしてももう2年もてばいいという。もう次から次、次から次。

しかもフードビジネスは、もう日本の各県全部どこもやっていますよね、6次産業化やら。やらんよりはやったほうがもちろんいいのかもしれないけど、何かちょっと違うことを考えんと。これはもともとおなじことになってしまうのではないのかなという、違う切り口というか、違うアプローチというか、何かそんなものを考えんにやいかんのじゃないのかな。

例えば、この前言いよった何だったっけ、ブルー・オーシャン戦略とか。ブルー・オーシャン戦略読んでみたいですか、後から。ブルー・オーシャン戦略とか、そんなところ辺を取り入れたような何かそういうことを考えんと、恐ら

く新しいものは生まれないんじゃないかなというね。やっぱりこの考え方そのものが、マネー資本主義的な発想をどうしても引きずっているような気がするんだよね。

やっぱり里山資本主義の発想は、もちろん経済も言うんだけど、経済よりも生きがいとか、やりがいとか、そういう精神的な満足感を言ってますよね。そういうものを引き出すようなフードビジネスというか、そういう切り口にせんと。水野和夫さんの本を読むと、1974年が利息が一番高かったというわけでしょう。普通は実業家というのは銀行からお金を借りて、そして事業を運営して、そしてその金利を払って運営していくわけですよ。ところが、もう低い金利でさえも借りる人がいないという。

ところが、今のアベノミクスで金融を緩和しておるわけです。この前見たら、新しい設備投資にお金が入っておるといふ、ふえとるとかという報告があったんです。ええ、それはすごいなと私も思ったんだけど、設備投資でも今度の皆ふえておるのは、はっきり言って、第3次産業です。第2次産業にお金入ってませんね。だから、フードビジネスのどの辺に力を入れるのか。設備投資もいいんだけど、第2次産業的なところにお金が入っているという発想じゃあ、恐らく新しいものは生まれん。やっぱり第3次産業のほうに設備投資のお金を入れるというような発想じゃないと、恐らく今後いかんとじゃないかなという気がするんだけどね。どんなもんですか。

○永山総合政策部次長（政策推進担当） なかなか難しい問いなんですけど、フードビジネスを我々が進めるにおいては、まずは地産地消、地域の資源を使って地域で使っていこうという。ただ、それだけでは、宮崎の経済は回っていき

ませんので、地産外商、しっかり外に売っていくと。その際にも、しっかり地産をしていこうということで、地域の素材をしっかり使うということとあわせて、例えば、農業生産において、外から来た重油とかハウスの資材であるとか、そういうのがたくさん外貨に流れていってしまっているという部分をどうやって取り込むのかということがあると思うんです。

外商についても、生鮮で今まで売ってましたけれども、その結果としては、農家の所得になかなかつながらないという面がありましたから、一次加工、二次加工をしっかりやって、なおかつ販売のところについても、首都圏等に利益が落ちるのではなく、できるだけ地域に利益が落ちるようにということで。最後の問いで言えば、2次産業あるいは3次産業のところで、県内で設備投資が行われるようにということで、重要な農林水産物を生かして、その裾野を県内でいかに広げるかということを中心に進めたいと思ってます。そういう意味では、今までの取り組みにかなり目的を、目標を明らかにして進めているものと思ってます。

ただ、売り先については、やはり県外に向けて、あるいは国外に向けてということを力強くやっていかないと、なかなか宮崎県内の経済は回っていかないというふうな認識のもとに立っております。

○井本委員 これは議論はされた。だから、そのとおりだろうと思うんだけど、要するに、マーケットインという、あなたたちが今度言うよるじゃないですか。要するに、どんなものが売れるのかということ調べた上でつくらにやいかんということでしょう。だから、もちろん第3次産業的な設備投資なんだろうけども、結局、そういうものが売れるということであれば、

第2次産業のやっぱり設備投資も要するということになるんだけどね。だけど、本当にマーケットインがうまくいっているのかどうかって、それが今後大切なことだと思うんです。本当に売れるものをやっているのか。ちょぼちょぼやって終わりかというような。さっき言いましたイノベーションやるかもしれんけど、イノベーションだってもう2年ももたんという今の時代なのに、果たしてこれでどうなるのかなって、私なんかちょっと心配なんだけどね、心配することもないのか。

○永山総合政策部次長（政策推進担当） マーケットインはとっても難しい話で、今現在求められているものを見つけるのか、あるいは二、三年後にいけるもの、あるいは5年後にいけるものを見つけるのか、これは、このあたりについても、我々相当いろんな方と議論をしながら進めています。

フードビジネス推進課の若手職員は、相当程度外に出張りながら、マーケットをやりながらチャンスをつかんできているという状態です。それは、今のところは、加工に向けて、あるいは販売に向けてということですけども、今後、マーケットインという観点でいうと、農業生産そのものについてもマーケットをしっかりつかんで、5年後に必要な農業生産は何なのか。それに伴った産地形成をどうするのかということも必要なんだろうというふうに思ってます。

これは、ほかの県のさまざまところと議論しても、やっぱりこういう時代になっているということでもありますので、そう簡単に答えが出る話ではありませんけども、しっかりマーケットを見据えて、農業生産あるいは製造業もやっていくということは必要なんだろうというふうに思っております。

○井本委員 わかりました。わかっているならいいだろうけど、なかなか大変な仕事だから、ひとつ頑張っていたきたいと思います。

それから、もう一つ、オレオレ詐欺はこれになるのかね。31ページのやつでいいんですか。テレビで見てたら、何かえらいいい電話が出てきたらしくて、ああなるほどねと思ったんだけど。最初に電話に出たら、その電話の中に録音しているやつが、今からあなたのしゃべりは全部録音してますよと言うてから、こちら側がとるようなシステムになっておるらしいんです。それ以来、本当オレオレ詐欺が減ったという。なかなかおもしろいなと私は思ったんです。年寄りのおるところには、それをむしろ差上げたほうが早いんじゃないだろうかと、電話機を、そういう受話器をと思ったんだけど。これは何か警察のほうが開発したらしいんです。聞いたことあるでしょう。

○村上生活・協働・男女参画課長 新聞とニュースのほうで見ました。本当にいいアイデアだと思っております。おっしゃるとおり、高齢者の方の被害が後を絶たないものですから、今やっぱり高齢者の方にどう予防していただくかというのが一番大きな問題になっておりますので、一つ大きな対策の候補だとは思っておりますが、まだ、行政のほうでそういうものを買ってお配りするという検討まではしていないところなんです。

○井本委員 わかりました。以上であります。

○坂口委員 13ページです。アンケート関係の2の(4)、(5)の地場産、地産地消ですけど、これ意識的に購入しているという人が78%ですか。実際、利活用を意識的にやっているというのは71%とか。それと、宮崎の農畜生産物ですけど、すごい輸出県であって、それ輸入県です

よね。だから、そういった漠然としているんですけど、実感とこの数字が物すごく乖離しているような気がするんです。実際これずっと詰めているいろんな細分化して調べていってもそうじゃないかなと思うんですけども、意識と実態が離れているという結果が出るんじゃないかと思うんです。これを近づけるということも、宮崎のそういった地場産が県内で消費されるという、まず地消につながるんじゃないかと思うんですけど、そこらどんなぐあいに課題なんかを捉えられているか。そして、今後どういうぐあいに考えておられるのか。

○井手総合政策課長 この調査、あくまで意識の調査で、そういうふうに考えますかという問いでございまして、実際どのくらい買ってますかという調査をしておりません。本県内の県産品の売れ行きに関するデータと、これのリンクというのも今のところまだ全然できてないというのが正直な答えでございます。

我々としては、一方で、広い意味の地産地消という県民運動も進めているところでありますので、次のステップとしては、本当に買っているのか、買っていただくためにはどうすればいいのかというところを、少し次の長計でも考えてまいりたいと思っております。

○坂口委員 設問の仕方で、ある程度誘導的になってしまう設問のあり方とかもあるんです。そうだそうだということで。でも、答える人がそれを意識しながら購入しているというから、行動を答えているものです、自分の実際とっている行動。実際に利用しているということも、自分がとっている行動でそう思っていると思うんですね。それから、設問の仕方が思い込ませてしまったか、そこちょっとわからないんですけど。でも、これを信用すれば、もっとここに

は、今言われたように、そう思っていて、それ意識くださっているならもっとありますよというものをやっぱりわからせる。

だから、ちょっと思いつきませんが、例えば、これは地産地消対象の商品ですよといううなものを、マークとして考えていくとか、選択のときに判断できる材料を与えて——それいか悪いかほかの問題が出てくるからちょっとわからないんですけど、何らかの工夫があって、実際と意識されているはずのこの数字に近づけていくというのは、地産地消を拡大していくという具現性はあるんじゃないかな。具現性というか、成功率は高いんじゃないかと思うんです。だから、ぜひ今後もう一步踏み込んだ取り組みをお願いしておきます。

それから、同様に、このフードビジネス、22、23ページなんですけど、まず、今のにちょっと関連するんですかね……。この資料を見ると、ここで農政が扱うべきか、ここで企画がやるべきかちょっとその境目あたりな感じを受けるんです。例えば、22ページの②宮崎の加工用農林産物っていうところです。加工用米や原料カンショの生産拡大というのは、これが焼酎だけを目指したやつなのか、加工用米なら全てだよというのがちょっとわからんですけど。たしか酒用のお米を開発しましたよね。例えば、50%以上透明の部分をとれて、しかも、すごく清酒としても質のいい、確かにおいしいという焼酎ができていたという加工用米を開発した。そういう品種なんかを今後農政サイドで普及していこうとしたときに、本当にいい米でいい原料になるんだけど、行き着くところは、昔の特級とか1級、2級酒というランク分けじゃなくって、大吟醸、吟醸でしょう。

そうすると、いかに小さく米を削ったかによ

る歩留まりがいいんですよ、物すごく効率のいい米つくったんですよって言ったって、いいブランドというか、認知してもらうためには、そこまですんなきゃだめなんです。このすらなくってもランクづけが上がるよというのが、僕は企画の仕事じゃないかなと思うんです。

だから、そこらを意識されて、問題視されてここに並べられたのか。それとも、農政がとにかくうちがやるよって、一つカウントが欲しいというレベルなのか。ちょっと失礼な言い方ですけど、そこらやっぱりどんなことが中に含まれているのかなというのをちょっと知りたくって。

○黒木フードビジネス推進課長 この項目につきましては、基本的には、焼酎に絡んだ加工用米やカンショの生産拡大に関しまして、協議会をつくって作柄情報ですとか、あるいは作付の情報ですとか、そういうのを共有しながら進めていく、そういう内容でございます。

○坂口委員 これ実際の経済のフィールドに放り込んでも、一人歩きで、自分らでやっぱりむしろ早く到達点に到達していくと思うんですね。焼酎用の米というのは。問題は、やっぱり今言ったように、よそに出荷していくところの本当のいい米であれば——だって減反政策農家もなくなるわけでしょう。そうなったときに、今まで以上に米をつくって、米でスケールメリットを生み出していく、出荷米をつくる人になってくる。そこらを見据えたときに、そののやっぱり問題点、将来実際それが普及したときに起きるであろうというところにやっぱり目をつけてほしい。もうここでこれを握つとかななくても、焼酎屋さんとお米屋さんにと渡したって、一人でやっぱり焼酎用の米とかカンショは活路を開くって思うんです。だから、むしろ、僕はやっ

ぱりそちらが企画の仕事じゃないかなという気がするんですけど、どんなですか。

○黒木フードビジネス推進課長 今の委員のおっしゃったことにつきましては、ちょっと私、考えておりませんで、その点につきましては、今後また農政とも話しながら、また取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口委員 ぜひ、そこらはまた農政と打ち合わせながら、的を絞って、お互いに役割分担しながら。特に、こちらはやっぱり方向性を見出してあげることと、課題を先取りして、それをほぐしておいてあげること——実戦部隊が走るときに、企画部隊が道をちゃんとやっぱり整理しておいて、道しるべをつくってあげるとい、そういう役割分担が欲しいかなという気がするんです。

次いいですか。イノベーションプロジェクトでFRCですか、フードリサーチコンソーシアム。中身というのは、機能性成分で判別できるのをふやしていこうというのと、登録農薬を最終的には全部判定できるようにしていこうということかなと思うんです。それらを今後どういうぐあいに生かしていけるかということですけど、ちょっと本会議でもやったんですが、やっぱり組織としての体制の強化というものがなくなかなか大変じゃないかなと思うのが一つ。

特に、宮崎のフードビジネスで成功していこうとしたら、よそは加工の面にしても、むしろ宮崎より進んでいる、企業のいろんな研究、内部で持っているものにしても、はるかに進んでいると思うんです。だから、活路を開くためには、一般質問でも取り上げましたけど、宮崎の農産物を使わない限りにはこの勝負は負けるよというものをやっぱり宮崎が持つことだと思うんです。パテントを持つことだと。それにこれ

を生かしていける。

特に、機能性成分の今120ぐらいわかるようになっていっています。これやっぱり最終的には150ぐらいを目標に。大方の機能性成分はそこで判定できるということと、宮崎はやっぱり日照時間が長いということで、これ絶対光合成での副産物が機能性成分ですから、そうなったときは絶対条件的に有利な地位にあることは間違いありません。それを一つやっつけていくこと。

それから、また農政部と連携を思ったんですけども、それとあわせて、やっぱり今度は加工特性を持った、加工がしやすくて、歩留まりが物すごいよくなって、そして、ニーズに合った色なり味なり形なりが出せるというような品種を開発して行って、いち早くパテントをとることだと思っんです。これにしても、このアイデアを持っている人たちとか、ブリーダーと言われるような人たちのその連携とかで、今までの常識の枠を超えた行政プラス連携するパートナー選び、そういうことでやっぱり得たものを分かち合っていく。特許だって4人で組めば4分の1とかですよ。

本会議でこれも上げたそのイチゴの例ですけど、今宮崎でやっている「章姫(あきひめ)」なんていうのは、物すごい息の長い品種です。これは、萩原さんという個人が開発したパテントなんです。そういった個人でのブリーダーというのもまだ県内にはいると思うんです。だから、そこらと組んだりとか、今度は、その商品をヒットさせていく最終的な販売の頂点にいる人たちと組んで行って、流行を先につくってもらおうと。何色が流行だよとか、今度はこういうことを流行に5年後はやっぱり持っていくとか、そういう連携をやって、そこでそのものを使わなけりゃとか、あるいはそれにのっからなきや

できないということをいち早く仲間を組んで、もうそこで占有権を持つとくことだと思いません。

でない、フードビジネスみんなしのぎを削っていますから。よそは、すごい研究施設を持っているし、大きいメーカーとやっぱりセットをやったり連携したりしているから。そこをやっぱりちょっと大がかりに考えていただいて。さっきの試験研究、コンソーシアムでもそうですけど、やっぱり県庁内での内部の人材と外部からの人材と、それを一緒に全てを県のものにできないときには、じゃあお互いがもうけを半分こしようという連携とか、そういうのに取り組んでいってやってもらいたい。

あとは、もう技術的なことはやっぱり農政に放出してやっていってほしいなと思うんですけど、これは金もかかるし、大変な人事と財政の問題もあって、次の総務の問題かなとも思うんです。相談し合って、これはかなり大がかりにいかないと、なかなか勝つというのは難しいんです、要するに。できないですか。

○黒木フードビジネス推進課長 今委員からFRCに関するお話がございましたけれども、昨年度のこのフードビジネスの取り組みの中でも、実はこれ大きなものだったんじゃないかと考えているところです。おっしゃるように、これは、本県の残留農薬の成分技術、これを生かしまして、そして、それに実際の企業も島津製作所とかデリカフーズあたりも着目して、一緒にこうやって手を組んでそういう開発を進めているものでございます。現在おっしゃるように、2時間で420成分というものを、これを800成分まで高めて。そういう高めることに関しましては、他の追随を許さないものでございますから、これを開発していくことで。この分析技術を実際

使うに当たっては、宮崎県のパテントを持つ、そういう試薬を使わないとこれが利用できないとか、そういうところまで結びついていけば、これは当然県の収入にもなってくるわけでございます。

そうしたことで県としましても、実際、今年度、研究員もふやしております、そういう体制整備も努めているところでございます。

これは、実際、本当フードビジネスを考える上で、去年大きな取り組みだったのではないかと。県としても十分力を入れて取り組もうと考えておりますので、本当、御指摘のありましたような、そういう県のいろんなイノベーションの芽というのを大事にしていきたいというふうに考えております。

○坂口委員 そのとおりだと思うんです。ただ、それは生鮮食料品であって、特に残留農薬の420、それを800。800というと、もう世界の登録農薬はほとんど800以内ですよ。あとは、ポジティブリストでどう、登録されてないものをどこが判定するかですけど、それ生鮮な分です。食べる前に宮崎のものは、もう悪いものは除外してありますよ。よそのを食べたら、食べて1週間後ぐらいに、まずいものが入ってましたということはわかるんですけど、これはやっぱり大きいと思うんです。でも、加工というのは、その時間の後に販売されるから、あんまりそれは有利な武器にはならない。商品回収すればいいわけですから、リコールすれば。

だから、そうなると、先ほどの120の今の機能性成分、これをやっぱり150ぐらい健康に影響があるというものを全てやっていくということと、これがたくさん含まれた作物がやっぱり宮崎の種苗からしか、品種から、これはやっぱりすぐれているよ。ピーマンはビタミンCが多いと

言っているわけでしょう。加工用の野菜なり果樹なり、あるいはほかの畜産、水産なりのそういう事例をふやしていくことだと思うんです。

今の確かに残留農薬の判定で、その判定のための試薬、これはもう特許です。特許というか、ほか知らないですよ。あとは島津製作所があるけども、これはもう精密の分野で、確かに今後とも価値あるものです。そこで3つずつ分けていけばいいって、これは確かにそうですけど、やっぱり着目をフードビジネスだったら、やっぱりむしろ農薬より、僕は機能性。機能性を、何がどうだということを一早くやっていって、それをどこに結びつけるかという。農業試験場、そこだろうと思うんです。そこしっかり分析されて、800に広げるといのはいいことなんです。けど、やっぱりフードビジネスになると、ちょっと視点変えないとな。余り武器にならないって。ちょっといいですか。要望です。

それと、もう一つこれはちょっと不満なんですけど、23ページの宮崎の魚です。確かにチョウザメは、これはもう全県挙げてからメンツにかけてやろうって言われて、その意気込み感じるんですけど、ほかの大方の魚で、いわゆる外海でとってくる海面漁業とか、海でやる養殖とか——これがフードビジネスって、一番上の宮崎の魚ビジネス拡大協議会を設置して活動やっていきますよというのと、今度は、水産物を県域的な系統販売組織をつくりますよということです。これ最終的に、この取り組み、フードビジネスという精神とか、漁家の所得向上というところにどうつながっていくんですか。

○黒木フードビジネス推進課長 今お話ありましたように、この宮崎の魚の取り組みとしましては、拡大協議会が発足して、今年度中には、県域的な系統の販売組織をつくるという目標で

現在取り組んでいるところであります。それに当たっては、当然ニーズの調査もやり、そして、どんなものを取り扱うんだということも見定めながら、今後組織として立ち上げていくことになろうかと思えます。

そして、現在、ほとんど県内では加工が弱くありますので、県内で加工生産高を高め、そこに雇用の場を設け、そうすることで、県内にお金を落とすというふうには考えているところであります。

○坂口委員 考え方としては確かにそれだと思うんですよ。だから、今加工が成り立たないのは、余りにもその日その日の日が変わりメニューで加工用の魚がとれたりとれなかったり、あるいはとれてもとりにいかなかったり、それ漁師の金にならないということですよ。それが金になるとなれば、やっぱり加工用の魚をとりにいきます。そのためには、やっぱり、安定的に原料が確保できて、そして、そのストックまでできて、1年間それを加工していって、相手におさめていくだけの原料の見通しが立つとなると、スケールを大きくしないと今成り立たないから、考え方の方向性としてはいいと思うんです。

ただ、じゃあ少しずつとった魚をどこに集めるのかわからんけど、漁連なら漁連としますよね。その魚を誰がどうやって宮崎港まで運ぶのかって、ここの値段を誰がどう決めて、ここの値段を誰がどう決めるのかという、実際今度は漁師の懐に入る金の勘定というのが成り立たないと、なかなか難しいと思うんです。

魚というのは、やっぱりちょいちょい2匹、3匹とった魚を何十人分か集めて何百匹にして、それを何カ所か集めて何千匹にして初めて加工が成り立つんです。だから、何匹の魚を釣った

人がどこに持ってこいって言ったって、これは捨てたほうが損しないということで、あそこ行けばガソリン代が300円とか。だから、そこらを今のマーケットとか、実際の経済というのをどんなぐあいに見ていて、誰がこれどう集めてきて、誰がどうやってやるんだというところと、大体落としどころを決めておられるのかどうか。これ考え方としては理想だけど、実際はなかなか問題が大きいと思うんです。

○黒木フードビジネス推進課長 おっしゃるように、その出口が確保されてないことには、なかなかこれを立ち上げてもとということでありませう。ですから、今後、組織をつくるに当たっては、何をどこでどのように売る。市場の状況の把握と、そこ辺のニーズ調査は十分にやった上で取り組んでいきたいというふうに考えてます。そこは戦略を立てながら取り組んでいきたいと考えているところです。

○坂口委員 ぜひ、これは簡単そうで簡単でないんです。だから、成り立つところは、もう県北の北浦あたりのイワシとかアジとかの加工、あるいは門川あたり。それは、まず北浦の場合は巻き網でとってきてそれをやれるから、鮮度を売り物で付加価値の高い加工品ができる。門川あたりは昔そうであって、今なくなったけど。冷凍で運んだものでも、今は冷凍技術がいいから、鮮魚を使うのとそう変わらないんです。長崎とか、もうただみたいに一山幾らで買えるところから持ってくるわけです。

それをさっき言ったように、1人の猟師さんが5匹、10匹を、ほかの高級魚を狙ってついでにとれる魚を持ってきて、5匹、10匹をそこに送り込もうとしたときに、1匹何円の世界じゃこれはもう海で捨ててくるんですよね。いい魚を、同じストックなら満杯にしたほうがお金に

なると。そういうこと。あるいは、手間をかけるなら次の1匹でも釣ったほうがいいということ。

だから、ある程度のここで購入価格が出てきて、持ってかえればもうかりますよという価格で買ったものを、1年間その加工施設が加工できるだけの材料が買入れられるかということ。それが無理で、長崎から運んでもいいですよ。宮崎のを全て処分するための補完の原料として。それでもいいけど、そこら見通さないと。やっぱりちょっと言いづらいんですけども、例えば簡単にそこを考えて、うちが加工やれば、何ぼで買って何ぼで売ればもうかるよというぐらいだったら、実際の経済としては成り立たない可能性があるんです。そこはしっかり分析しながら、補完してあげるべきところはあげる。

それと、やっぱり海の中がすごく変わってきてますから、今までの魚で考えずに、これから先の魚を考えたり、漁法を考えて。あるいは高齢化が物すごく進んできて、平均年齢がもう60後半です。経営体も2,000を割るか割らないか。船は20年、30年の船という中でです。新たに挑戦させることを本当できるか、ちょっと厳しく分析して、最終的に漁業者が、途中でしくじることがないような計画をしっかりと組んでいくべき。方向としては大歓迎だということです。以上です。

○十屋委員 人権の改正素案なんですけど、改めてここに女性の問題と子供の問題、今深刻な問題で追加され、大いに評価するんですけども、ここに至って北朝鮮当局で拉致問題が追加されたというのは、何か大きな動きがあるんですか。これ今までも、県としても、我々議員連盟はありますが、いろんな要望活動してます。今回、ここに出てきたというのは何か特別な。

○吉田人権同和対策課長 北朝鮮当局による拉致問題につきましては、国のほうが同じような人権教育啓発の計画を持っておりまして、こちらの計画のほうに23年に取り込まれたということが一つありまして、それに準じて県のほうも取り込んでおります。

それと、もう一つは、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の対処に関する法律というのがございまして、啓発等を中心に、地方公共団体も取り組んでいく責務があるというふうに記載されておりますので、それを受けて今回取り組ませていただいたところでございます。

○十屋委員 どうしても、本当に今報道でいるんな国の動きがあります。これまでは我々も含めて、意識が薄かったというのがあるので、これで全て解決すればいいんですけども、そうでない可能性もあるので、やっぱり県民に対する、ここにも書いてますが、啓発活動を県としての責務であるのであれば、しっかりとやっていただきたいなと思います。

それと、もう一つは、この33ページに犯罪被害者のことがあって、相談支援体制の充実とあるんですよ。その一部、最初の1行目に、「相談窓口や県営住宅への優先入居など犯罪被害者に関する情報整理して、収集整理し」というのがあるんですね。これ、私もこれ実際相談を受けたことがあって、性的被害を受けて、性暴力を受けて、母子家庭だからちょっと経済的にも困ってて、県営住宅に入れてほしいということであったんですが、制度上、2回チャンスはあるけれども、優先入居とはならないんです。だから、こういう特殊な場合は、やはり、県の方向性として、そういう方々も当然うそついて入るわけじゃないんで、入居をできる仕組み、そして、そういう加害者から切り離される、情報がわか

らないようにするような、そういうところも検討していただきたいなと。そうすることによって、かなり精神的な負担というものが違ってくると思うので。建築住宅課だと思うので、その辺も含めて検討をお願いしたいと思います。

○吉田人権同和対策課長 この上のところの(2)のところに書いてありますように、犯罪被害者等の心情に配慮すること、また、尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すると。その中で、個々の事情に応じて適切な支援が途切れることなく実施できるようにということで、関係機関、警察本部だけではなくて、県庁内の関係機関とも連携をしながら、委員の御指摘のありましたような点につきましても、今後情報交換、意見交換等もしながら、具体的な施策については検討してまいりたいというふうに考えております。

○河野副委員長 同じく、人権の推進方針で、我々がこの議論できるのは、もうあと11月だけということなんですか。

○吉田人権同和対策課長 委員会資料の37ページのスケジュールでございましてけれども、一応この後、パブリックコメントで県民の皆様のお意見を伺いするようにしております。その後、有識者の懇話会でまた意見を求めるようにしております。今のところ11月の定例県議会のほうに議案として提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○河野副委員長 じゃ、あと4カ月あるのでぜひ検討していただきたいということで質問したいと思うんですが、35ページ、性的少数者に関する問題というところと、36ページ、刑を終えて出所した人に関する問題ということで、いずれも(2)の施策の方向性って4行だけで表現されてるんです。その他のところは施策の方向

というのは、項目を設けて具体的に提案されるんですけど、これは何か意図があって4行で済ませてるんでしょうか。

○吉田人権同和対策課長 特に意図があってということではないんですが、関係各部のほうから、施策についてはいろんな御意見をいただいておりますので、その辺を取りまとめて作成した結果として、こういうふうな表現になっておるということでございます。この項目については、余り具体的なところが現段階ではなかなか書きづらいということはあるかと思えます。

○河野副委員長 きのうも一議員から性同一性障害に関してありましたけど、例えば、その当事者が(2)の施策の方向のこの4行を読んだときに、守られているなど実感するかなと思ったときに、余りにも雑じゃないかなというちょっと気がしたので、できたら検討をお願いしたい。もっと具体的な、当事者が安心できるものをお願いしたいということと。

同じく、刑を終えた(2)の施策の方向性、残念ながら、日本というのはやり直しのできない土壌があるとよく言われます。結局、日本というのは、再犯が非常に高い。こういうところ、人権を守ると言いながら、さっき被害者側のありましたけど、刑を終えて反省をして、やり直しをしていこうという思いで——いろいろな重罪とかありますけど——社会に出てきたにもかかわらず、そのやり直しのチャンスが奪われている実態というのは数多くあると思えます。やっぱりこの4行から見ると余りにも雑かなという気がします。

きのうもあの質問の中で、一人の人間に3つの生きざまを見ることになったという議員の発言がありましたけど、やっぱりそれぞれの生きざまという部分の中で、もうちょっと配慮した

ものがあればいいんじゃないかなという気がしましたので、提案したいと思います。

○吉田人権同和対策課長 昨日の議会の御発言等については、非常に重く受けとめております。ただ、この推進方針そのものは、人権尊重の視点に立った行政を推進する県の基本姿勢を示しておりますので、そういった意味で、方向性を示すということで、この中ではどこまで書き込めるかというところがあります。

あと、個別具体的な事例については、実際の施策の中で反映するというところになるかと思えますので、ちょっと具体的な進め方については担当部のほうとまた意見交換をしてみたいと思えます。

○河野副委員長 これ、もし当事者が読んだときに、本当救われている、守られているなどいうものを持つかという観点でぜひ検討をお願いしたいと思います。

それと、きのうも議員から提案があったと思うんですけど、この性同一性障害というこの名称というんでしょうか、これは検討できるんでしょうか。

○吉田人権同和対策課長 その点については、ちょっと私どものほうではまだ確認はしておりませんので、今後、確認をさせていただきたいと思えます。

○河野副委員長 よろしくをお願いします。

○村上生活・協働・男女参画課長 午前中の補正予算の質疑のところちょっと説明不足がございましたので、補足をさせていただきたいと思えます。消費生活センターの相談員の方の身分処遇に関する十屋委員からの御質問の中で、私は期限がないと申し上げたんですけども、非常勤ですから、任期は1年というのがございまして、それを何回までという期限がないとい

うことで御理解いただきたいと思います。以上です。

○松村委員長 よろしいですか。私からも。今、ちょうど副委員長の質疑で、性的少数者とあわせて、刑を終えて出所した人に関するところとところが今度の素案の中に入っていましたけども、この施策でやっぱり福祉保健部、総合政策部が入ってますが、このこと自体は、ほとんど所管は法務省の管轄であって、県がうたったとしても、何かすることがあるのかということをお聞きしたいんですが。

○吉田人権同和対策課長 一応更生保護法という法律がございまして、その中に地方公共団体は、国との活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることに鑑み、これに対して必要な協力をする事ができるというような表現になっておりますので、この法律を受けて対応するという事になるかと思えます。その中で表現としては、関係機関などとの連携を推進していくということになるかと思えます。

○松村委員長 そのとおりですよ。地方自治体の役割というのが新たな更生保護法の改正の中で、数年前にあったところがございます。そういうことで、県の役割とか市町村の役割というのが出てきます。あえてこうやって出されることで、県がこの役割の一部をしっかりと担っていただくこと。意外とこれ刑を終えられた方たちの更生ということは、どこに言っても、うちの所管じゃないということで全部はねつけられる課題でございます。再犯のない安全な社会ということで、ぜひ県のほうでも少し力になれるようによろしく願いしておきます。1点だけです。以上です。

それでは、その他の報告事項については終わ

ります。

次に、請願の審査に移ります。請願第49号について。執行部からの説明はございませんか。

○井手総合政策課長 執行部から特に御説明することはありません。以上でございます。

○松村委員長 それでは、委員の皆さんから質疑はありますか。

○有岡委員 私は、紹介議員になっている関係で、考え方というんでしょうか、流れをお尋ねしたいと思います。鹿児島原子力発電所の稼働に向けて九電のほうで報告書をつくられて、今準備をされているということですが、この宮崎県に対してのこの九電さんの取り組みというんですか、安全対策をどのように準備し、例えば電源の確保とかメルトダウン等の可能性が対策をどうやっているか、そういった説明の場面があったのかどうか。そういったものを経て今回の稼働に向けて準備を進められているのか。その宮崎県としての協議があったのかどうか、その経緯をお尋ねしたいと思いますが。

○井手総合政策課長 再稼働に向けての申請書を提出した旨の御報告はいただいております。ただ、申請書の中身、そして、審査において規制委員会のほうからのいろいろ質問だとか、それに対する対応だとか続いているという新聞情報ですけど、そういうお話は承っております。具体的にこれをこういうふうにします、もしくはこういうふうになりましたというような御説明は今のところまだ受けておりませんので、今後の進展を見ながら、しっかりした説明をしていただけるように要望はしているところでございます。

○有岡委員 もう一度確認いたしますが、稼働前には、県に対する説明なり、もしくは協議をする場面を設定しているというふうに理解してよ

ろしいんでしょうか。

○井手総合政策課長 九電さんのほうから県のほうにきちっと説明をする旨の義務づけされたようなもの、規制そのもの、法的な規制等はございません。したがって、私どもとしてはお願いをしているという状況でございます。

○有岡委員 今回の趣旨は、やはり県民に対する安全の担保として、やっぱり県としてしっかり対応してほしいという旨だと思っております。例えば、西南西の風が吹けば、えびの、小林のほうに吹いてくるとか、そういう情報だけがあって、じゃあ実際に危機管理上、宮崎県としてはこういう対策が必要だとかという——これは担当所管が違いますので、お答えいただけないと思いますが——そういう情報を提供するためにも議論をしているという、こういう場面がしっかりやっていただきたいという要望だというふうに私は理解しているんです。そういった意味では、九電さんから来るのを待っているというよりも、県には説明をしていただきたいという要望がその形になるようなアクションを起こさないと、待っているというスタンスではいかなものかと。県民の方が聞かれて、いや、まだ九電から説明がありませんからわかりませんというようなスタンスではいけないんじゃないかと思うんですが、そこら辺は担当課としてはいかがでしょうか。

○井手総合政策課長 これは、本会議場でも答弁をしているところでありますけれども、基本的に再稼働については、しっかりとした知見に基づいて国のほうが判断をされることだろうと思っております。

しかしながら、その安全性についての説明については、今後もしっかりしていただくようお願いをしていきたいというふうに考えており

ます。

○有岡委員 結構です。

○井本委員 県としては、法的にそういう義務をしてほしいのかどうなのか、その辺はどうですか。

○橋本総合政策部長 前職も絡みますんで、若干私のほうから申し上げたいと思います。そもそも原子力発電所の運営に関しての規制というのは、法に基づき種々あるわけですけれども、いわゆる地元として、いろいろな協定に基づいて——これ自体も法的な義務ではなくて、電力会社と地元が協定に基づいて、今いろいろ事前にこういうのについて同意がないと、次のステップにいかないとかいうような形になっているというのが現状だというふうに認識しています。

その中で、本当に地元として、例えば、こういう協定を仮に結ぼうという考え方に立ったときは、その協定に基づくいろいろなものを担保するだけの能力を、県の側なり地元として持っていく必要があると。そこまでの能力を持ってウオッチするというのは、一義的にはやはり設置されている地元の、例えば川内原発でありましたら鹿児島県のほうで有すべきというのが一義的な考え方ではないかと。

今課長から申しあげましたように、繰り返しになりますけれども、まずは、法的には、その部分は国が責任を持ってやるべきだという立場でいるとこでございます。

○井本委員 最後の国が法的ということは、こっちはもうそれは国にお任せしたいと。県としては、もう法で決めるかどうかは、もう我々はノータッチだと、こういう考えということですか。

○橋本総合政策部長 一般的な安全性とか、そういう県民に説明できるレベルに我々もそしゃくして理解する責任はあろうかと思っておりますけれども、

ども、今申し上げた法的にというのは、国においても、やはり専門家、専門家の知見を見てからの安全性の検査というところでございますので、じゃあその専門的な知見を我々が、例えば学者の先生を集めて、国と別にやれるだけの知見というのはないというのが現状だと思えますし、それはそもそも法的にも国の責任においてしっかりやっていただきたい。その国の責任においてしっかりやっていただきたいというのは、県の立場としてしっかり申し上げているというところでございます。

○井本委員 もう一回、そうすると、再稼働するときには、国にきちっと報告が今行っている制度にはなっておるんですね。

○橋本総合政策部長 そこは当然再稼働に当たっての今手続が行われている状態だというふうに認識しております。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、最後にその他について何かございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 特にないようでございます。それでは、以上をもちまして、総合政策部を終了いたします。ありがとうございました。お疲れさまです。

暫時休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時7分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

総務部です。本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○成合総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、配付いたしてお

ますこの総務政策常任委員会資料によって御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。平成26年度6月補正予算案の概要(議案第1号)についてであります。

今議会に提出しております予算案は、国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。補正額は、一般会計で30億5,139万7,000円の増額であります。この結果、一般会計の予算規模は5,763億6,339万7,000円となります。この補正による一般会計の歳入財源といたしましては、国庫支出金が22億1,864万1,000円、財産収入が115万7,000円、繰入金が7億8,109万9,000円、諸収入が5,050万円であります。

次に、2ページをお開きください。一般会計歳出の款ごとの内訳であります。

主なものを申し上げますと、まず、一番上の総務費は、ことし10月に各国の駐日大使を迎え入れ、本県の魅力を国際的にアピールするための事業に要する経費であります。

その下の民生費は、安心して子供を育てることが出来る社会づくりを推進するための財源といたしまして、国の交付金を安心こども基金へ積み立てますとともに、この基金を活用し、老朽化した保育所の増改築、大規模修繕等に対する支援を行うものであります。

1つ飛びまして、農林水産業費ですが、ことしの2月の積雪により被害を受けた農業者に対する農業用ハウス等の再建、修繕等に係る経費の助成、また、豚流行性下痢、いわゆるPED対策として、農場等のバイオセキュリティ向上の取り組みに対しまして支援を行うものであります。

補正予算案の概要については以上でございます

す。

次に、飛びまして、5ページをお願いいたします。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、地方税法等の一部改正に伴いまして、法人県民税及び法人事業税の税率の改正を行うものであります。

次に、6ページをお開きください。議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、企業立地促進法に係る総務省令が改正されまして、県税の課税免除を行った場合における地方交付税の減収補填措置が延長されたことに伴いまして、課税免除の期間を2年間延長するものであります。

次に、7ページをごらんください。議案第4号「職員の配偶者同行休業に関する条例」についてであります。

これは、地方公務員法の一部改正によりまして、外国で勤務等をする配偶者との生活を希望する職員の休業が可能となったことに伴い、制度の導入を図るため、必要事項を定める条例を新たに制定するものであります。

次に、資料の8ページ、それと9ページでございますが、これは、いずれも専決処分の承認をお願いするものであります。

まず、8ページの報告第1号につきましては、平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)の専決報告であります。これは、時間的制約から専決をやむを得ず余儀なくされたものでございまして、県税の増収及び地方交付税の確定並びに歳出といたしましては、義務的な経費であります退職手当の確定等に伴いまして、ことし3月31日付で補正を行ったものであります。補正額は、11億7,566万7,000円の増額となっております。

ります。この結果、平成25年度一般会計歳入歳出予算の規模は、5,879億2,812万1,000円となります。

次に、その隣の9ページの報告第2号につきましては、宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であります。これは、地方税法の一部改正によりまして、不動産取得税及び自動車税に係る特例措置が延長されたことに伴いまして、平成26年3月31日付で所要の改正を行ったものであります。

議案といたしましては、以上であります。

次に、報告事項についてでございます。

資料の10ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについてであります。これは、県有車両による交通事故の損害賠償額について御報告するものであります。

次に、隣の11ページでございます。平成25年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。これは、平成25年度の議会において御承認をいただきました繰越事業について、繰越額が確定いたしましたことに伴いまして御報告するものであります。

最後に、その他の報告についてでございますが、資料の12ページをお開きください。本日御報告いたしますのは、ここに記載しております宮崎県東京学生寮の指定管理者第四期指定についてなど2件についてであります。

なお、それぞれの詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○阪本財政課長 続きまして、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」について御説明をいたします。

資料の3ページをお開きください。

まず、歳出につきましては、それぞれの常任

委員会で御審議いただいておりますので、ここでは歳入予算について御説明をいたします。

太い線で囲んでおります6月の欄、今回補正の欄をごらんください。自主財源といたしまして、財産収入で115万7,000円、繰入金といたしまして7億8,109万9,000円、諸収入で5,050万円、続きまして、依存財源としまして、これは全て国庫支出金でございますけれども、22億1,864万1,000円の歳入となっております。

詳しくは、次の4ページで御説明いたします。4ページをお開きください。

まず、1番目の財産収入でございます。これは、右の説明の欄の丸のところに書いております3つの森林整備地域活動支援基金、それから消費者行政活性化基金、そして、安心こども基金、それぞれ今回積み立てをすることにしておりますが、年度末の執行までの間、これを運用いたします。その分の利子を積み立てるものでございます。

繰入金につきましては、それぞれ国の緊急経済対策等で設置しております基金を各事業に使うために繰り入れを行うものであります。

次の諸収入は、1つ目が農林水産業、漁業経営安定対策資金の貸付金が年度末に償還されます。これの償還金の収入でございます。

それから、受託事業収入につきましては、国の林業総合センターからの委託料50万でございます。

最後に、国庫支出金につきましては、それぞれ国の当初予算等が、宮崎県の当初予算編成後に内示がございました分につきましては、今回当初予算として歳入を編成しておるものでございます。

補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、8ページをお開きください。報

告第1号、平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

これは、先ほどの部長の説明にもございましたとおり、県税の増収、地方交付税の確定並びに義務的な経費であります退職手当の確定等に伴う補正でございます。議会へ報告いたしまして、その承認を求めるものでございます。いずれも昨年度の2月補正の予算編成以降の増減による補正でございます。

まず、歳入についてでございます。補正額の欄、県税で11億8,000万の増、地方交付税につきましては7億700万円余の増、国庫支出金につきましては3億6,900万円余の増、それから、飛びまして、県債につきましては、退職手当につきまして15億円の減となっております。

下の歳出の欄でございます。まず、総務費につきましては、主に退職手当の確定に伴う減、それから、これ財政課所管でございますが、県税等の償還金、償還する財源として確保してはりましたが、これが執行残によりまして減によるものでございます。次の衛生費、それから農林水産業費につきましては、これは、県税の増額に伴いまして、それぞれ産業廃棄物税基金、森林環境税基金へ積み増しを行うものでございます。

次の警察費及び教育費につきましては、いずれもこれは退職手当の確定に伴う増減でございます。

最後に、公債費の9,000万の減額でございますが、これは、年度末に県債を発行する際の経費についての執行残によるものでございます。

財政課につきましては、以上でございます。

○鶴田税務課長 それでは、議案第2号及び議案第3号並びに報告第2号につきましては、いずれもお手元の総務政策常任委員会資料により御

説明をいたします。

委員会資料の5ページにお戻りください。議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴い、法人県民税、法人税割及び法人事業税の税率の改正を行うものです。

2の改正の内容ですが、まず、(1)の法人県民税法人税割の税率改正について、法人県民税の一部を国税化する地方法人税が創設されたことによりまして、法人県民税法人税割の税率を5.8%から4%に引き下げるものです。

なお、この税率のうち0.8%は超過税率分となりますが、この超過税率に関しましては、米印に記載のとおり、平成28年1月31日までに終了する事業年度分に係る特例措置としておりますことから、今回は、本則の部分の税率の引き下げについてお願いするものでございます。

次に、(2)の法人事業税の税率改正ですが、今回、国税であります地方法人特別税の3分の1が法人事業税に復元されたことによりまして、法人事業税所得割及び収入割の税率を改正するものです。

具体的な税率は表のとおりであります。例えば、表の一番上の法人区分が、外形標準課税法人では、課税標準が、所得のうち年400万円以下の金額につきましては、1.5%から2.2%に引き上げるなど、それぞれの区分によって適用する税率を改正するものです。

3の施行期日ですが、平成26年10月1日から施行し、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人県民税及び法人事業税から適用することとしております。

次に、6ページをお願いいたします。議案第

3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

まず、1の改正の理由ですが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体を定める省令が改正されまして、県税の課税免除を行った場合における地方交付税の減収補填措置の適用期限が延長されたことに伴い、改正を行うものです。

2の改正の内容ですが、課税免除の対象となるための産業集積基本計画の主務大臣の同意の日の期限を平成26年3月31日から平成28年3月31日に2年間延長するものです。

なお、米印になりますが、同意のあった日から5年以内に対象施設を設置した場合に、不動産取得税及び県が賦課する場合の固定資産税を課税免除することとなります。

3の施行期日等ですが、公布の日から施行し、この条例による改正後の規定は、平成26年4月1日から遡及適用いたします。

次に、9ページをお願いいたします。報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」であります。内容は、宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告です。

まず、1の改正の理由ですが、地方税法の一部改正により、不動産取得税及び自動車税に係る特例措置が延長されたこと等に伴い、宮崎県税条例の所要の改正を行ったものです。

2の改正の内容です。(1)、(2)は不動産取得税関係となります。

まず、(1)ですが、既存住宅の取得に係る減額及び徴収猶予の措置を拡充いたしまして、新たに耐震基準に適合しない既存住宅についても、取得を6カ月以内に耐震改修を行った場合に、この特例措置の対象とするものです。

次に、(2)ですが、土地取得後2年以内に特例適用住宅を新築した場合の土地の減額措置につきまして、この経過年数要件を2年から3年に緩和する特例措置を2年間延長するものです。

次に、(3)の自動車税関係でございます。これは、環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率を重くする、いわゆる自動車税のグリーン化につきまして、一定の見直しを行った上で2年間延長するものです。

内容につきましては、最初の黒丸ですけれども、平成26年度及び27年度に新車新規登録されました、下の表に記載しております自動車につきまして、登録された翌年度の自動車税に限り、税率をこれまでのおおむね25%または50%軽減から、今回おおむね50%または75%軽減に拡充するものでございます。

なお、黒い星印4つありますけれども、これにつきましては、表の下に米印で記載しておりますけれども、排出ガス基準の低減達成をあらわしております、自動車の後部にステッカーで示されているものでございます。

次の黒丸ですが、これは、平成26年度及び27年度に新車新規登録から、下の表に記載しておりますように、ガソリン車は13年、ディーゼル車は11年を経過した自動車につきまして、これまでおおむね10%加算をしていたものにつきまして、平成27年及び28年度の税額につきまして、おおむね15%加算するというものでございます。

ちなみに、ガソリン車の場合で申し上げますと、平成13年度に新車新規登録しました自動車につきましては、今年度が13年を経過するという形になりますので、来年度、平成27年度に15%加算をするということでございます。

なお、表に記載しておりますバス、トラック

及びこれらに類する特殊自動車につきましては、バスは多くの人員を輸送すること、トラックは物流のかなめであるということの理由等によりまして、こちらのほうは10%に据え置いております。

(4)ですが、その他所要の改正として、地方税法の改正に伴う引用条項の修正等、所要の改正を行っております。

3の施行期日ですが、平成26年4月1日より施行しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○武田人事課長 議案第4号の「職員の配偶者同行休業に関する条例」について御説明をいたします。

条文案につきましては、お手元の冊子の6月定例県議会提出議案の13ページから21ページありますが、説明は、常任委員会資料のほうでさせていただきます。常任委員会資料に戻っていただきまして、7ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、1の制定理由であります。昨年6月に閣議決定されました日本再興戦略において、配偶者の転勤に伴う離職への対応については、公務員が率先して取り組むこととされ、それを受けて、地方公務員についても地方公務員法が一部改正され、外国で勤務等をする配偶者との生活を希望する職員の休業が可能になりました。そのため、本県においても、仕事と家庭生活の両立を支援するとともに、中長期的な視点に立って県政への貢献が期待される人材を確保することを目的とし、当該休業制度の導入を図るものであります。

次に、2の概要であります。まず、(1)の休業事由については、職員が、外国での勤務等に

より、外国に住所または居住を定めて滞在するその配偶者と、当該住所または居所において生活をともにすることとなっております。なお、配偶者が法人等に所属して勤務する以外に、個人業を営む場合や大学で修学する場合も休業の対象となっております。

(2)の休業期間及び期間の延長であります。休業期間については最長3年とし、当該期間の範囲内において、1回に限り延長を申請することはできます。

(3)の申請及び承認であります。任命権者は、職員が申請した場合に、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができることとなっております。

次に、3の施行期日については、公布の日としております。

最後に、4のその他であります。休業期間中は、地方公務員法の規定により、給与を支給しないこととなっております。

説明は以上であります。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○十屋委員 今の人事課、議案第4号ですけど、これ該当者いらっしゃるんですか。

○武田人事課長 この条例案を提案する前に、各任命権者のほうに一応照会をかけてみたんですけども、過去に女性の職員の方で、県内の民間企業に勤めておられる配偶者が転勤でブラジルに行かれ、当時はこの条例がありませんでしたので、その方はやめていかれたというケースがあるということ。それから、想定されるものとしましては、例えば、教育委員会では、日本人学校に行かれます。そのときには夫婦で行くというような条件が付されているというの

聞いておりますので、教員でともに働いておられる方も、こういう条例があれば、一緒に休んで同行されるということは可能になるかと思っております。

それから、あと警察については、在外公館に行かれますので、そういう方も場合によっては該当される可能性があると考えております。

○十屋委員 それと、県税条例の一部を改正する条例で、この外形標準課税の中で法人税割で税率が変わってくるんですけど、一つ何か例挙げて、どういうふうに額的に変更になった、何かわかりやすくちょっと説明していただくとありがたいんですが。

○鶴田税務課長 法人事業税の税率の改正の関係で、外形標準課税につきまして、税率が引き上がるということがございますけれども、この税率の引き上げによりまして、法人事業税の税収がふえるという形になります。平成24年度の決算で見ていきますと、平年度ベースで法人事業税につきましては、約30億円程度、税収としてはふえていくというふうに見込んでいるところでございます。

ただ、この額は、所得に関する額で税率を引って張っておりますので、今後、また税収がふえてくるという形になりましたら、その額はまた大きくなってくるといってございまして。

○十屋委員 私の理解がちょっと足りないと思うんですが、結局、法人県民税の一部が国税化して、プラス・マイナスとんとなっていくようなイメージで捉えてたんですけど、そうじゃなかったんですか。

○鶴田税務課長 県としては、税収中立という形で組み立てはしてあるんですけど。済みません、法人県民税につきましては、これは、一部、国税か地方法人税か、地方交付税の原資となり

ますけれども、この分につきまして、税率が引き下がる関係で申し上げますと、こちらと同じく24年度の決算ベースでいきますと——こちらのほうは超過課税をしておりますので、その分を除いた標準税率分だけで一応見てみますと——この分で税率が引き下がった分で、影響額につきましては、約8億円ぐらい下がるだろうというふうに思っております。

○十屋委員 わかりました。

○有岡委員 6ページのほうで1件お尋ねしたいと思います。実績で結構ですが、これは、免除を受けている件数、それと免除額、そういったものの数字がわかれば、参考にお尋ねしたいと思います。

○鶴田税務課長 企業立地促進に関する部分の免除額、実績でございますが、平成25年度の状況で申し上げますと、こちらの課税免除になりますのが7法人であり、課税免除をしている額が*約4,700万円であります。

○有岡委員 ありがとうございます。

○松村委員長 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑がないようです。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○椎総務課長 総務課でございます。損害賠償額を定めたことについて御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の10ページをお開きください。

一番上の欄になりますが、これは、平成26年2月13日に、都城県税・総務事務所職員が運転する県有車両を駐車場から市道に出すため後退させたところ、後方にあった相手方が所有する2段積みブロック塀に接触したものであります。事故原因は、職員の後方の安全確認不足によるものであり、過失は全て県側にあります。損害

賠償額は2万8,875円で、任意保険により全額支払われているところでございます。

交通事故防止につきましては、日ごろから注意を喚起しているところでありますが、再発防止に向けて指導をさらに徹底してまいりたいと考えております。

総務課は以上でございます。

○甲斐市町村課長 市町村課から、引き続き、常任委員会資料の10ページの損害賠償額を定めたことについての2件目と3件目を御説明いたします。

まず、平成25年12月20日の案件につきましては、西臼杵支庁の職員が、宮崎出張からの帰り、川南町の国道10号において、信号待ちのため停車していた前方の中型バイクに気づくのがおくれ、追突した事案であります。事故原因は、職員の前方の安全確認不足であり、過失は全て県側にあります。損害賠償額は47万6,393円で、車両の修理等に要した経費が14万819円、けがの治療等に要した経費が33万5,574円であり、これらは、県の加入する任意保険及び自賠責保険から全額が支払われております。

次に、平成26年2月19日の案件につきまして、同じく西臼杵支庁の職員が、五ヶ瀬町内の駐車場において、方向転換するためにバックしたところ、駐車中の車両に追突した事案であります。事故原因は、職員の後方の安全確認不足であり、過失は県側にあります。損害賠償額は8万7,885円で、全て車両の修理等に要した経費であり、県の加入する任意保険から全額が支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の注意喚起に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けて指

※57ページに発言訂正あり

導してまいりたいと考えております。

市町村課は以上であります。

○都原消防保安課長 消防保安課でございます。損害賠償額を定めたことにつきまして、御説明いたします。

常任委員会資料の10ページ、表の中の一番下の案件について御説明申し上げます。

この事案は、平成26年1月4日に、延岡市北方町の農林産物販売所の駐車場内におきまして、当課の職員が、助手席側のドアを閉めようとした際、後方からの強風にあおられて、隣にとめであった相手方の車両のドアに接触したものであります。事故原因は、職員の安全確認不足であり、過失は県側にあります。損害賠償額は6,300円で、任意保険により全額支払われているところでございます。交通安全につきましては、日ごろから注意を喚起しておりますが、今後ともその徹底を図ることといたします。

続きまして、同じく常任委員会資料の11ページをごらんください。平成25年度の繰越明許費繰越計算書でございます。

事業は、宮崎県大規模災害対策基金を財源とする消防常備・広域化推進支援事業で、繰越額は1,175万円であります。

これは、消防の非常備町村の広域化を伴う常備化に係る初期的経費に対する補助を行うものであり、事業主体であります高千穂町ほか2町において事業が繰り越しになったことにより、県におきましても繰り越しになったものであります。

消防保安課は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

○坂口委員 賠償額関連、僕は完全に勘違いし

ているのかかわらんけど、出元がほとんどが任意保険で、自賠責がこの2件目のやつだったんですよね。僕、解釈違いかもわからんけど、自賠責がまず出されて、それでなおかつ不足のときに任意から出ていくわけです。そうすると、それでこの女の人の場合は2つになったんですか。

○甲斐市町村課長 2件目の例ですけれども、これは、人身につきましては、自賠責保険から出ておりまして、車両については任意保険から出ております。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○松村委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○椎総務課長 常任委員会資料の12ページをお開きください。宮崎県東京学生寮の指定管理者第四期指定について御説明いたします。

まず、1の宮崎県東京学生寮についてであります。1の設置目的としましては、宮崎県出身者で、東京都及びその周辺の大学等に通う男子学生の修学の便宜を図ることとしております。

(2)の所在地であります。千代田区市ケ谷駅の近くの宮崎県東京ビル内でありまして、

(3)の施設の内容は、1部屋2名定員の部屋が50部屋ありまして、募集定員は毎年50名程度となっております。

次に、2の第三期の管理運営実績についてであります。

(1)の指定管理業務の概要にありますように、指定管理者は東京に本社があり、警備業務等を行っておりますジャパンプロテクション株式会社で指定期間は平成24年度からの3年間、業務内容は、学生寮の寮監業務や施設管理業務

等であります。

次に、(2)の施設利用状況についてであります。入寮者数は、毎月末日の人数を合計して1年間の延べ人数としておりますが、24年度は782人で稼働率65.2%、25年度は726人で60.5%となっております。平成25年度の入寮者が平成24年度より減少しておりますのは、年度当初の入寮者数が少なかったことによるものであります。

次に、(3)の施設収支状況であります。指定管理者の収入は、県からの指定管理料と学生の寮費である利用料金収入の合計でありまして、例えば、24年度は一番上の収入が2,371万5,000円で、そのうち指定管理料が864万7,000円、利用料金1,506万8,000円となっております。また、その下の支出が2,375万8,000円で、一番下の収支差額は4万3,000円の赤字となっております。

なお、同様に、25年の収支差額は50万7,000円の赤字となっておりますが、これは、入寮者数の減少に伴い利用料金が減少し、収入減となった一方、電気料金や灯油価格の上昇などの影響があり、経費削減に努めたものの、結果的に赤字収支となったものでございます。

次に、(4)の管理運営状況であります。サービス向上策として、寮だよりの発行や個人面談による心のケアなどを実施するとともに、利用者増への取り組みとしまして、県内高等学校訪問による募集案内などを行っております。

続きまして、13ページをごらんください。(5)の評価及び課題についてであります。これまで入寮者の交流スペースであるラウンジの設置や入退出管理システムの運用、イベントの開催など、入寮者のサービス向上のための多くの取り組みがなされており、利用者の満足度も高い状況にあります。また、入寮者に対し、細やかな

生活指導や健康管理等を行うなど、入寮者が安心して快適に利用できる運用を実施しております。良好な管理運営が行われているところであります。

一方、収支計画達成ため、十分な収入確保の取り組みが必要となっております。全体としましては、指定管理者制度導入により、財政支出の縮減とともに、提供されるサービス内容が多様化しまして、利用者への利便性向上等の効果があらわれているものと考えております。

次に、3の第四期の募集方針(案)についてであります。

(1)の業務の範囲につきましては、第三期と同じく、入退寮手続や寮監の業務、寮の維持・保全の業務等となっております。

(2)の指定管理期間につきましては、平成27年度からの3年間とし、(3)の基準価格、これは指定管理料の上限額であります。年額942万2,000円としております。

(4)の利用料金は、1人当たり月額1万9,100円以下としております。

(5)の募集につきましては、ことし7月4日から2カ月間の期間を設け、県広報や県庁ホームページ等で広報を行うこととしております。

(6)の資格要件につきましては、①から⑦のとおり7項目であります。説明は省略させていただきます。

続きまして、14ページをお開きください。

(7)の選定につきましては、①の選定方法としまして、申請書類に基づく資格審査による一次審査の後、二次審査としまして、指定管理者候補者選定委員会で、応募者のプレゼンテーションとヒアリングを行うこととしております。②の指定管理者候補者選定委員会委員は、表に記載のとおりであります。

次に、(8)の選定基準及び審査項目。配点についてであります。選定基準は、表の左側にありますように、①の住民の平等な利用が確保されることから、一番下の⑤の環境保全への対応等がなされることまでの5つの選定基準に関し、右側のそれぞれの審査項目について審査することとしております。これらの審査項目につきましては、指定管理の業務内容に沿って作成しております。その配点は、業務遂行に必要な体制の確保や安全管理、利用者増への取り組みなどに重点配分しております。

次に、一番下の(9)のその他の施設の管理であります。東京ビルは、学生寮、職員宿舎、フロンティアオフィス等で構成される1つのビルであり、それを一体的に管理することが合理的・効率的でありますことから、学生寮以外の施設の管理につきましても、指定管理者となった事業者が管理を委託することとしています。

続きまして、15ページをお開きください。

最後に、4のスケジュールについてであります。6月5日に第1回の選定委員会を開催し、募集方針等の検討を行ったところでありますが、今後は、7月4日から2カ月間の募集期間を経た後、9月に一次審査、10月に二次審査を実施して候補者を選定し、11月定例県議会に指定管理者の指定等についてお諮りする予定としております。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平原行政経営課長 平成25年度における行財政改革の取り組み状況について、御説明いたします。詳細な資料は別冊をお配りしておりますが、ここでは、その概要につきましても、総務政策常任委員会資料のほうで御説明をいたします。

常任委員会資料の16ページをお願いいたします。

行財政改革につきましては、平成23年6月に策定をいたしました、みやぎき行財政改革プランに基づきまして、23年度から今年度までの4年間を推進期間ということで取り組んでおります。

このプランでは、記載のとおり、効果的・効率的な行政基盤の確立など、3つの視点で取り組んでおりまして、今回の取り組み状況もこの視点ごとにまとめております。

初めに、1の効果的・効率的な行政基盤の確立についてであります。①の効率的で質の高い行政基盤の整備につきましては、まず、①に記載のような観点から、防災拠点庁舎整備室の設置など組織改正を行ったところであります。

また、②のとおり、業務継続計画——DCPでございますが——に基づきまして、必要な物資の調達や代替施設の調査、総合防災訓練と連動した訓練を実施いたしました。

次に、③の定員管理につきましては、スクラップ・アンド・ビルドの観点から見直しを行い、知事部局等の26年4月1日現在の職員数は、前年度より14人少ない3,790人となりました。

その他、⑤、⑥に記載のとおり、風通しのよい職場づくりやメンタルヘルス対策等に取り組んでおります。

次に、17ページをお願いいたします。

(2)の公正で透明性の高い県政運営につきましては、①から④のとおり、各種コンプライアンスに関する取り組みや入札・契約制度の適正な運用に努めました。

また、(3)の適正で成果重視の県政運営であります。まず、①のとおり、県総合計画に基づく政策評価や公共事業評価を実施するとともに

に、②、③のとおり、適正な会計事務等に関する取り組みを行いました。

④の公営企業経営の健全化につきましては、企業局及び病院局におきまして、それぞれ具体的な目標を掲げ、経営健全化の取り組みを進めております。

また、⑤の公社等の改革につきましては、公社等改革指針に基づきまして、公社等の統廃合や経営の自立化、健全化に向けた取り組みを行うとともに、その進捗状況等をホームページで公表をいたしました。

次に、18ページをお願いします。

(4)の市町村との連携でございますが、①の市町村職員との人事交流、②のチーム市町村課の派遣、③の連携推進会議や円卓トークを実施いたしました。

19ページをごらんください。2の県民目線による行政サービスの提供ですが、まず、(1)の県民への情報発信、県民ニーズの的確な把握と県政への反映につきましては、①のツイッターやフェイスブック、県政動画ポータルサイト等による積極的な情報発信を実施するとともに、②の知事とのふれあいフォーラムや県民の声等を実施いたしました。

また、③の交通規制要望等管理システムの運用や、④の事業所アンケートを踏まえた宮崎港津波避難計画の策定を行い、県民ニーズの把握と県政への反映に努めました。

次に、(2)の県民等との連携・協働につきましては、①から③のとおり、NPO等との協働事業に取り組むとともに、社会貢献活動実践企業の表彰や防災士養成研修の防災士ネットワークへの委託等を実施いたしました。

また、(3)の県民サービス・利便性の向上につきましては、各種相談窓口や県民の利用施設

の利便性の向上や行政手続の簡素効率化、市町村への権限移譲等に取り組みました。

次に、20ページをお願いいたします。

3の持続可能な財政基盤の確立であります。第三期財政改革推進計画に基づきます平成26年度当初予算編成における取り組み状況であります。まず、①の中期財政見通しで見込まれました337億円の収支不足額は、人件費の削減や事務事業の徹底した見直しなどを積極的に推進し、201億円まで圧縮を図りました。

これにより、②の平成26年度末の県債残高は1兆245億円、臨時財政対策債等を除きますと5,345億円まで減少する見込みとなりました。

しかしながら、③の26年度末の基金残高は、社会保障関係費の増加等によりまして、多額の取り崩しが必要となり、254億円程度まで減少する見込みとなっております。

また、④にありますように、ゼロ予算施策や不適正な事務処理に関する再発防止策についても、引き続き推進をいたしました。

その他、25年度における主な取り組み例として、未利用財産のネット公売など、歳入歳出両面の取り組み例を記載をいたしております。

最後に、21ページをごらんください。行財政改革プランの数値目標の進捗状況でございます。

ごらんのとおり、このプランには、26項目の数値目標を設定しておりますが、25年度の実績は、一番右の欄に掲げる数値となっております。

集計中のものもございますが、一番上の欄の知事部局等の職員数など、既に目標を達成しているものが半数程度ある一方で、基準年度より悪くなっている項目や前年度より悪くなった項目もございます。

今年度は、行革プランの推進期間の最終年度ということになっておりますので、目標達成に

向けまして、全庁的な取り組みを進めますとともに、これらの取り組みを踏まえ、諸課題の整理を行いながら、新たな行財政改革プランの策定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他の報告事項について質疑はありませんか。

○十屋委員 東京の学生寮ですが、ここの学生寮だけを見ると赤字なんですけども、先ほどあった東京ビルの学生寮、宿舎、フロンティアオフィスなどで一体的に管理をしているので、その中ではプラス・マイナスはどうなんですか。

○椎総務課長 東京ビルにつきましては、前年から約5,100万程度の事業費になっております。当然収支状況は、そこでカバーリングしているということで赤字にはなっていない状況でございます。

○十屋委員 それで、ここに出ている学生寮だけをとってみると、ちょっとずつと少なくなっているのかなというふうに見て、いろんなサービスをしているんですけど、やはり今の学生さんは個室を欲しがるとかなというふうに思ったりもして。もう一つは、これたしか2年間だけでしたよね。そうなってくると、2年後はまたどっかに移らなきゃいけないと、その分コストがかかるというのもあったりして、そのあたりでここを100に近づける必要もあるのかなというところで、2年というのを規制を外すとか、個室化してお金をかけて——また個室化するとまたそれで金かかるので、それをペイするというのはなかなか厳しいのかもしれない

けど——とりあえずできる方法として何かそんなのかなかなと思うんですが、どうなんですか。

○椎総務課長 今、委員が指摘ございましたとおり、実際個室化の希望は確かにございます。ただし、利用者のアンケート調査を行いますと、88%の方は、やはり相部屋で、地元の方と郷土の方と一緒に住んでよかったという声を聞いております。残り12%は個室がいいという方ですけども、そういう意味で相部屋の利点もあるのかなと思っております。

ただ、今利用率が非常に低い状況ですので、委員が御指摘のとおり、今2年間が期間になっております。これを、今回管理規則改正しまして、一応経済的な理由等のある方につきましては、最長4年の、大学に行きまして、あと2年間、条件を整えば延長ができるということで、今年度の大学2年生からその取り組みを始めるということにしております。そういう取り組みができれば、入寮率もアップするのではないかなというふうに考えているところでございます。

○十屋委員 ということは、ことしからちょっと様子見という感じになるんですか。ここで見ると、6割だから60人ですよね。50部屋だったら、大体1人は個室的な感じにはなっていないんですけど、そういうもんでしょうか。

○椎総務課長 今の充足率が60%ないということで、一応シミュレーションをしておるんですけども、恐らくこの2年間の延長を認めれば、ここ二、三年で充足率は8割から9割にいくのではないかなということ。そうなれば、一応利用料金算定基準等を考えましても、収支バランスがとれるというふうに考えているところであります。

○十屋委員 いいです。

○田口委員 今回の学生寮の件ですが、これは、一番上を見ると、大学等の学生っていうふうに書いてありますが、これは、専門学校生とかも入れるんですか。

○椎総務課長 短期大学、そして3年課程の専門学校生も入っております。

○田口委員 先ほど2年間入れると言いましたが、2年以前に出る比率というのはどれぐらいありますか。

○椎総務課長 1年で退寮する方というのは、毎年5人から10名程度はいるようでございます。

○田口委員 場所は、僕もよく知っている一等地にありますけど、出ていかれる理由とかは、そんなのは何かアンケートみたいなのはしているんですか。

○椎総務課長 いろいろあるんですが、一つは、相部屋がどうしても向かなかったということ。あるいは進路変更する方、1回大学に入って、やっぱりもう一回やり直す方。あるいは、兄弟の方が、地元から東京に来たということで一緒に住むとか、そういうもろもろの事情で退寮する方はいらっしゃるようございます。

○田口委員 普通民間のアパートですと、敷金があって、出ていった後にはそこ何か障子があるのかどうか知りませんが、いろんなものを張りかえたりしたときに、その分かった経費というのは引いてというのはありますが、ここはそういう何か後で、部屋の中がえらい汚くなったりといった場合に、請求するとかいうのはあるんですか。

○椎総務課長 基本的には、修繕費等の請求というのは行っておりません。

○有岡委員 関連してもう少し細かく聞きたいと思うのですが、募集期間というのが、7月4日から9月5日の2カ月ということで、これは、

まだ子供たちはどこに行くかまだ決まってない時期でもあるんですが、その後の追加の募集というんでしょうか、そういったものがあるのかどうか。

○椎総務課長 この募集期間は、指定管理者の募集でございます、高校生の募集は11月ぐらゐから行いまして、翌年の1月、それから2月にかけて実際抽選なり、あるいは入寮案内を行うことにしております。

○有岡委員 大変失礼しました。その中で、14ページにございます障がい者の就労支援の対応ということがありますが、例えば、募集する子供さんの中で、そういう障がいの範囲も受け入れることが可能なかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。程度によりますけども。

○椎総務課長 一応環境保全への対応等がなされること、障がい者の就労支援ということで、これは、指定管理者の方等が、そういう対応できるかということですけども、実際はそういう支援をしているところについては、配点の上で加算をして、実際の審査上では有利に働く形では対応したいと思っています。

○有岡委員 わかりました。

○坂口委員 20ページ、財政基盤関連ですけど、今、毎年きつと思うんですよね。今までは、まず、人件費と定数適正化とかというようなこと。適切にということだけど、実態はやっぱり過酷って考えていいようなことで、給料を下げるのも、人を減らす、定数減らすのも、もう限界に来ていると思うんです。そういった中で、あとじゃあ公共事業なんかの投資的経費を削れるかと言ったら、これももうどうやってそのニーズを、優先性、重点性をどうやって決めていくかで、減らすことの作業ばかりです。

だから、もうほとんど限界に来ているんです

けど、そんな中で、行政ニーズとか財政ニーズがふえてきて、特に、やっぱり社会保障関係が、うちの県はよそに比べて、医療関係なんか特にそうかなって。それと高齢者対策とか。

その中の一つの医療なんですけど、地域医療再生交付金事業、これが終わって2年間の余裕で基金の残金は使ってもよろしいよということ。それが終わった後の問題は、今言われているその3分の1の自治体負担ですよ。これやっぱり物すごくのしかかってくるんじゃないかと。ドクターヘリを整備したり、いろんなランニングコストがかかるものをやっとならした時点で、ここらに対しての財源の確保と。それから、これ以前、消費税関係の精算基準を尋ねたことがあったんですけど、あのとき、人口割で精算基準が決まるのかなって感じだったんですけど、そうすると、社会保障3経費で見ても、4経費で見ても、やっぱりかなり不利な勘定になりますよね。

そうなったときに、今後やっぱり、特に財源基盤が弱いところとか、そういった高齢化なり過疎化なりが進んだり、社会保障関連基盤の整備がおくれてたりする自治体としての国への言い分というか、当たり前のことをしてくれという言い分的なものがあるんじゃないかと思うんですよね。

そこらが大体どういったことが、やっぱり県として、今の交付税なり需要額なりの決定の仕方でも不満な点というのは大まかにどんな点がありますか。それと、これを改善しなきゃ今後大変だというような点というのは。

○阪本財政課長 今、坂口委員おっしゃったとおり、まず財政改革の取り組みにつきまして、確かに今までは人件費、定数の削減、それから公共事業の一定のシーリング、マイナスシーリ

ングということで何とか財源を確保してまいりました。

御指摘のとおり、今後はやはりその経済対策ということもありまして、なかなかこれ以上公共事業削っても非常に厳しい。それから、御指摘のとおり、これ以上定数削減するというのも、ほとんどもう乾いた雑巾状態になっているということ。

ここで医療費等を初めとしまして、社会保障関係経費というのは、これまでもそうでしたように、毎年一般財源ベースで10億以上、今後もふえていくだろうということも踏まえております。

それに加えて、今後は公共事業——今まで公共施設整備してきました——に関する修繕、維持管理経費というのもふえてきます。そういったいろいろ収入についてはなかなか見込めない。一方、歳出としてはふえていくという状況もございますので、そういった意味でも、また第四期の財政改革推進計画というのもやはり視野に入れなければならないと考えております。

それから、委員御指摘の消費税の配分基準といたしまして、確かに人口割だけだと非常に厳しいということで、いろいろ昨年来、例えば高齢者の占める割合ですとか、逆に働いてない未成年の人口ですとか、そういったものを基準にすべきではないかと、そういったことを申し上げてまいりました。

もう一つは、農業生産額についてやはり一定の基準に入れるべきではないかと。もろもろ検討はお願いしておりましたが、なかなかちょっと厳しい点もございました。

あと、歳入面につきましては、今後の消費税が10%になるということを見据えまして、一方、そういった税の改革とともに、いろんな社会保

障関係につきましてもいろんな見直しが行われておりまして、もろもろ歳出歳入面でいろんな改革が行われておりますので、これについてやはり注視してまいりたいと考えております。

○坂口委員 今度5%上がる分の配分は、地方の総額としての取り分は配慮がされているけど、今度は分配、地方同士の分配になるとやっぱり今までみたいな感じになっていくのかなという感じと。

やっぱりそういったことは別にしても、ことしでもう330億余りの財源、地域見通しの中での不足を精いっぱいやって130億ぐらいの節約というか、ようやくそれを切り詰めたということ。それでも、200億程度しか残らんということは、同じことやってても、同じその予算組めばもう大方50億ぐらい足りない勘定になるんですかね。もうさっき言ったように限界が来ていると思うんですよね。言われたように、公共投資も建設投資以上にこれをゼロにしても足りないぐらい、今度は修理、保全のための経費が要っていくということで、もうかなり厳しい状況だと思うんです。

やっぱり、今のさっき言われたような県から上げているような要望を、何らかでそういう共通した悩みを持っているところが声を大きくしていくというようなことというのにぜひ取り組んでいかないと、これかなり厳しいなというのと。

一方では、福利厚生とか、職員の方たちのいろんな問題が出てきて、特にメンタル面での問題とか、そういったことをしたとき、決して今の定数は適正化かなという気がしてならないです。

今後はやっぱりそういったものも、しっかり要るものは要るんだ。やっぱりいい仕事をしよ

うと思ったら、それだけのものをかかるといいうことを。やっぱり現実に戻るためにも、大きくこれは国に対して、我々も力も合わせながらやらんといかんのやないかなと思うんですけど。これはもう答えのしようがないでしょうから、今思っておることをちょっと要望として申し上げておきます。

○田口委員 21ページのところでちょっと数字等でお聞きしたいんですが、表の22番の県の行財政改革についての認知度というのは、これは何でしたか。それで、逆にどんどん数値が悪くなっているんですが、これは、要因は何でしょうか。

○平原行政経営課長 この認知度につきましては、総合政策課が行っています県民意識調査の調査の1項目として、毎年度調査をしているところでございます。これ毎年低下をしてきておりまして——昨年度もちょっと御指摘があったところでございますけれども、それを受けまして、昨年度はこれだけで予算使うというわけにもいきませんので、県広報みやぎきですとか、県政掲示板等に通常年度より数多く載せまして、PRはしたとこですが、結果的にはこういう結果になっております。

これは、やはり行財政改革だけで何かわかるものじゃなかなかないというのが一つと。あとプランをつくった年にやっぱり一番報道等されますので、どうしてもその年がピークになりまして、後は下がってきているのかなというふうに思います。

ただ、今年度また新たな行革プランを策定作業を進めてまいりますので、その中でできるだけ情報提供いたしまして、できるだけ認知度が上がっていくように努めてまいりたいと考えております。

○田口委員 わかりました。頑張っているのに

県民が余り評価してないということですね。地味な活動ですから、県民の認知度があれば、もっとやる気が出てくるのかもしれませんが。

それと、じゃあもう一つ。その23番、県の行政機関における対応についての満足度というの、これきのう井本さんが議場で質問したのと同じことですか。だから、それも数値が悪くなっているんですよね。

○平原行政経営課長 これも先ほど言いました総合政策課の調査でやっている一つなんですけど、これを見ますと、実際は、わからないとか、無回答の方が47.5%から53.6%にふえてまして、満足をしている方も不満足な方も両方減っていると。県に直接何か窓口に来られる方というのは、市町村と違わせて、そんなに多くないものですから、直接サービスを受けられる方自体が少ないのかなと思います。

ただ、1割近い方がやっぱり悪いとか、どちらかといえば悪いという回答をされておりますので、やっぱりこれを重く受けとめないといけないなと思っております。

このため、これまでも一人一改善運動というように毎年取り組みまして、県庁に来られて困っている方には、こちらからお声かけをしてやるとか、そういう細かい取り組みをしております。今回の調査結果も踏まえて、さらにサービス向上に努めたいと考えております。

○田口委員 ぜひ県民の皆さんに広く認知していただいて、また対応もしっかりとよろしくお願ひします。

それと、上の21番、指定管理者の導入施設ですが、非常にふえてて、100の目標が今146ぐらいになっているようです。これまだ対象になるものが大分ありますか。

○平原行政経営課長 指定管理について、まだ

公の施設の数自体はたくさんあるんですが、法的に制限されているものとかございまして、数自体、実際にできるかどうかの数はそんなに多くないんじゃないかと思えます。

ただ、他県でやられている図書館とかありますが、そういうのもできないかというのは、毎年所管部局のほうに照会をかけまして検討はいただいております。なかなか県立の図書館とかは、市町村立の図書館と少し性格も違いますので、ちょっと難しいところが多いのかなというふうに思っております。

ちなみに、来年度から県の農業大学校のところの農業科学公園とかを指定管理に入れていくということで今準備を進めております。

○田口委員 ちょっと今農業大学の何と言った。

○平原行政経営課長 農業科学公園です。あそこ公園がございまして。あそこの部分の管理を指定管理にしようということです。

○田口委員 じゃ、もういいです。

○松村委員長 いいですか。ほかございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、その他の報告事項については終わります。

次に、請願の審査に移ります。請願第30号、第38号及び第48号については、県執行部の所管ではございませんので、執行部からの説明は省略いたします。

関連して、委員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようでございまして。それでは……。

○鶴田税務課長 済みません。先ほど有岡委員のほうから御質問のありました企業立地促進に係る課税免除の実績でございましてけれども、私、

当初平成25年度、7法人で「約4,700万円」とお答えいたしました。正しいのは、平成25年度、7法人で「約4,900万円」でございます。申しわけございません。よろしく願いいたします。

○松村委員長 それでは、最後にその他で何かありませんか。

○十屋委員 ちょっとこれはお願いなんですけども、ふるさと納税があります。宮崎県に在住の方が、他の市町村なり他県なりにふるさと納税したということはわかりますか。

○阪本財政課長 申しわけございません。結論からすると、今時点ではちょっと手元に数字ございません。宮崎県にふるさと納税された方の県内、宮崎県の方の割合というのはわかるんですけれども、逆に県外というのはちょっと今手元に数字ございません。申しわけありません。

○十屋委員 所得税に係ることだから、県が所管とちょっと違うのでわからないかなと思うんですが、もしわかれば、後日でも構いませんので、教えていただきたい。

それから、九州各県の今度は逆に納税された額。そこの額がわかればまた後で教えてください。後ほどでいいです。

○松村委員長 後でいいですか、今じゃなくて。

○阪本財政課長 では、調べさせていただきまして、後ほど報告させていただきます。

○松村委員長 今、十屋委員から発言があつて、資料の請求がありましたけども、皆様も必要でしょうか。

それでは、今の資料請求につきましては、後日、近いうちにそれぞれ委員のほうによりしく願います。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他もないようでございます

ので、それでは、以上をもちまして総務部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時23分再開

○松村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日行いたいと思います。

開会時刻は、13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後3時24分散会

平成26年6月19日(木曜日)

午後1時31分再開

出席委員(8人)

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	河野	哲也
委員		福田	作弥
委員		坂口	博美
委員		井本	英雄
委員		十屋	幸平
委員		田口	雄二
委員		有岡	浩一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課	主査	大峯	康則
議事課	主任主事	田代	篤生

○松村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。

議案等につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、一括で採決いたします。

議案第1号から第5号及び報告第1号、第2号について、原案のとおり可決・承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか6件につきましては、原案のとおり可決・承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願であります。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時43分再開

○松村委員長 それでは、再開いたします。

請願第30号の取り扱いについてはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 請願第30号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、請願第30号の賛否をお諮りいたします。

請願第30号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手少数。よって、請願第30号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第38号であります。

暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時44分再開

○松村委員長 再開いたします。

請願第38号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 継続審査と採決という御意見があったようでございます。

それでは、最初に継続審査とすることかどうかについてお諮りをいたします。

請願第38号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松村委員長 挙手多数。よって、請願第38号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第48号。

暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時47分再開

○松村委員長 再開いたします。

請願第48号の取り扱いはいかがいたしましうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 請願第48号については、採決との意見でございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、請願第48号の賛否をお諮りいたします。

請願第48号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松村委員長 挙手なし。よって、請願第48号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第49号。

暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時56分再開

○松村委員長 再開いたします。

請願第49号の取り扱いはいかがいたしましうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 採決と継続という御意見でございましたので、それではお諮りいたします。

請願第49号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松村委員長 挙手少数。よって、請願第49号を継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査とすることは否決されたので、これからは採択または不採択のいずれかをお諮りいたします。

ただいま継続に賛成した委員にもお聞きしますが、これからすぐ採決してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、請願第49号の賛否をお諮りしますが、なお、態度保留の場合は、退席したものとみなしますので、御了承ください。

請願第49号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松村委員長 挙手少数。それでは、念のために反対採決を行います。

請願第49号について、不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松村委員長 挙手多数。よって、請願第49号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時0分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩します。

午後2時0分休憩

午後2時3分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後2時4分休憩

午後2時10分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

7月23日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査についてであります。

8月6日水曜日から8日金曜日にかけて実施することとし、詳細については、正副委員長に

御一任をいただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後2時11分閉会